

ご加入のしおり・共済規程要旨

漁業者老齢福祉共済(漁業者年金)

令和7年11月版



全国共済水産業協同組合連合会



ごあいさつ

このたびは、漁業者老齢福祉共済（漁業者年金）に、お申込みいただきましてありがとうございます。

■この冊子は、ご加入のしおりと共済規程要旨からなっております。

○ご加入のしおりは、ご加入についての重要事項、諸手続きなど、ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすくご説明しております。

○共済規程要旨は、共済規程から共済契約に関する主要な部分を抜粋し、あるいは要約してまとめたものです。

■お申込みの際は、必ずこの冊子をご一読され、ご加入の内容をよくご理解いただき、ご加入後お送りいたします被共済者証とともに大切に保管、ご利用くださいますようお願いいたします。

■主な年金用語につきましては、次頁以降に記載しておりますが、わかりにくい点、または共済規程等を詳しくお知りになりたい場合は、もよりの漁業協同組合等（以下「組合等」といいます。）、または全国共済水産業協同組合連合会（以下、ご加入のしおりでは「JF共水連」といいます。）におたずねください。



こんにちは!!
JF共済マスコット“まありん”です。



お願ひとお知らせ

■申込書の記入について

○加入申込書の加入条項欄および告知欄は、共済契約にとって重要な内容ですので、被共済者ご自身で事実を正確にご記入し、内容を十分ご確認のうえ、ご署名をお願いいたします。

※「告知」につきましては、P.12をごらんください。

■お申込内容等のご確認について

○ご加入のお申込後または共済金のご請求の際、ご加入のお申込内容や告知内容についてご確認させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■被共済者証について

○ご加入をお引受けすることの承諾通知は、被共済者証をお送りすることによって行っています。

万一、被共済者証の記載内容がお申込みいただいた内容と違っていたときは、お手数ですが、遅滞なく組合等にご連絡ください。

○被共済者証は、この冊子とともに大切に保管してください。

紛失された場合には、遅滞なく組合等へご連絡ください。





個人情報の取扱い

【個人情報の利用等にかかるご説明】

(個人情報の取扱い)

個人情報とは、生存する個人についての氏名、生年月日、住所等の情報で、これらに資産、病歴その他の情報を含むこともあります。組合と J F 共水連は、ご契約者・被共済者等から取得した個人情報を、原則として組合職員および J F 共水連職員が取り扱います。

なお、特定個人情報（個人番号を含む個人情報）は、共水連職員が法令により認められる範囲内で取り扱います。

また、組合および J F 共水連で保有する個人情報は、可能な限り最新の状態に保つよう努めます。

(個人情報の取得・利用目的)

組合および J F 共水連は、共済事業において必要となる個人情報を、以下の目的で取得・利用します。

1. 共済契約の引受け、契約内容の変更（異動）等、復活または共済掛金の口座振替
2. 掛金の払込案内または契約の復活案内等の契約の維持管理に関する案内
3. 共済証書貸付けまたは共済掛金の振替貸付け
4. 共済金や給付金の支払い
5. その他共済規程および共済約款等に定める契約の履行、サービスの提供
6. 新たな共済保障の提案
7. 新たな共済商品、サービスの研究・開発
8. 市場調査（アンケート調査等）
9. 共済商品の案内・勧誘および各種共済サービスの提供
10. その他、共済契約の適切かつ円滑な履行

(個人情報の共同利用)

組合および J F 共水連は次のとおり、組合員・利用者等の個人データを共同利用します。

1. 共同利用する個人データの項目
①基本情報（氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、資産等） ②共済契約関連情報（共済契約内容、共済契約関係者氏名、告知内容、事故報告等） ③取引関連情報（決済口座、掛金払込み、共済金等支払いの取引内容等） ④個人識別符号（運転免許証番号、パスポート番号等） ⑤要配慮個人情報（病歴等） ⑥その他共同利用する者の利用目的のために必要な情報
2. 共同利用する者の範囲
組合および J F 共水連
3. 共同利用する者の利用目的

- ①共済契約引受けの判断 ②共済契約の継続・維持管理 ③共済金等の支払い
 - ④共済規程および共済約款等に定める契約の履行その他共済契約者サービス
 - ⑤市場調査または組合およびJ F共水連が提供する商品・サービスの開発・研究等 ⑥業務遂行に必要な範囲で行う業務提携先への提供 ⑦組合およびJ F共水連の提供する商品・サービスに関する各種の情報の提供等
4. 個人データの管理について責任を有する者
組合およびJ F共水連

(個人情報の開示、訂正、利用停止等)

1. 被共済者・年金受取人または組合員から、組合またはJ F共水連が保有するご本人の個人情報に關し請求があったときは、組合またはJ F共水連は遅滞なく、これをご本人に開示し、またはそのご指示に従い、訂正や利用停止等の対応をいたします。
2. 本来の使命を終えた個人情報は即刻消去します。

【個人情報の取得および利用目的の詳細事項】

(共済契約申込、異動請求、復活申込または口座振替依頼の際に取得する個人情報)

1. 共済契約申込書、異動請求書または復活申込書では、共済契約の引受け、異動または復活に必要な情報として、ご契約者・被共済者等の氏名、性別、生年月日、住所のほか、健康状態、職業等の情報を取得させていただきます。
2. 口座振替依頼書では、共済掛金をご契約者指定の口座から振り替えるため、ご契約者の氏名、住所、口座名義人、口座番号等の情報を取得させていただきます。
3. 共済契約の引受け、異動、復活または口座振替依頼の際にご契約者から取得する個人情報については、その本来の目的以外には使用しません。
4. 契約申込時、異動時または復活時に告知いただく健康状態または既往症等のセンシティブ（機微）な個人情報については、引受け、異動または復活の可否、条件付での引受け、異動または復活の可否にのみ使用し、それ以外の目的には使用しません。
5. J F共水連が他の保険会社（海外の再保険会社等を含む。）に再保険を付す場合は、その再保険会社に個人情報を開示することができます。

(ご契約者からの契約貸付関連申込の際に取得する個人情報)

1. 契約貸付け（共済証書貸付け、被共済者貸付けまたは共済掛金振替貸付け）に必要な情報として、ご契約者・被共済者等の氏名、住所等の情報を取得させていただきます。
2. 契約貸付けの際にご契約者から取得する個人情報については、その本来の目的以外には使用しません。

(共済金受取人からの共済金等支払請求の際に取得する個人情報)

1. 共済金等の支払いに必要な情報として、ご契約者・被共済者・共済金受取人等の氏名、住所等の情報を取得させていただきます。

2. 共済金等の支払の際にご契約者から取得する個人情報については、その本来の目的以外には使用しません。
3. 診断書等のセンシティブ（機微）情報およびご契約の内容等について、次のように取扱います。
 - ①支払の可否の判定のため診断書等を記載した医師に照会することがあります。
 - ②他の共済団体や保険会社または調査会社等に照会することがあります。
 - ③共水連が他の保険会社（海外の再保険会社等を含む。）に再保険を付していた場合は、その再保険会社に開示することがあります。
4. 提出された診断書等のセンシティブ（機微）な個人情報については、その本来の目的以外には使用しません。
5. J F 共水連が他の保険会社（海外の再保険会社等を含む。）に再保険を付していた場合は、その再保険会社に個人情報を開示することがあります。
6. 法令により必要と判断される場合、その他個人情報の取得・利用目的を達するために、必要な範囲内で取得した個人情報を第三者に提供することがあります。

(漁家情報)

漁家調査等に関し、入手する個人情報については、お勧め商品の作成および勧誘等に利用します。



クーリング・オフ制度

ご契約のお申込みの撤回等をすることができます。

○お申込者または被共済者（加入者）（以下「申込者等」といいます。）は、ご加入の申込日（単位共済加入申込書のご提出と、共済掛金相当額のお払込みが完了した日）またはこの「ご加入のしおり・共済規程要旨」の交付を受けた日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりご加入のお申込みの撤回または解除（以下「申込みの撤回等」といいます。）することができます。

○申込みの撤回等の場合には、お払込みいただいた金額を申込者等にお返しいたします。

○次の場合は、申込みの撤回等のお取扱いはできません。

①組合で単位共済のご加入のお申込みを行った場合

ただし、申込者等が単位共済のご加入のお申込みをする目的で日を通知して組合を訪問し、単位共済のご加入を申込んだ場合に限ります。

②営業または事業（漁業・水産加工業を除きます。）のため単位共済のご加入のお申込みをした場合

③申込者等が、自ら指定した場所（組合や申込者等の居宅は除きます。）において単位共済のご加入のお申込みをすることを請求した場合において、当該単位共済のご加入のお申込みをした場合

④申込者等が、貯金または預金の口座に対する払込みにより単位共済のご加入のお申込みをした場合

ただし、役員もしくは使用人に依頼して行ったときを除きます。

⑤その他申込者等の保護に欠けるおそれがないと認められる場合

〈お申出方法〉

○申込みの撤回等は、書面の発信日（郵便の消印日）に効力を生じますので、郵送にて上記の期間内（8日以内の消印有効）にお申込みの組合あてお申し出ください。

○書面には、「漁業者老齢福祉共済の単位共済の申込みの撤回等をする」旨を明記し、

①お申込みされた組合名

②申込者等の住所、氏名（自署）、電話番号（連絡先電話番号）

③単位共済のご加入の申込日

④予定年金受取コース

⑤被共済者の氏名

をご記入ください。なお、単位共済のお申込み時に、単位共済加入申込書に押印した場合は、その印鑑と同一印を押印してください。

■ご注意

○申込みの撤回等の当時、すでに死亡給付金の支払事由が生じているときは、申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、申込者等が、申込みの撤回等の当時、すでに死亡給付金の支払事由が生じたことを知っている場合を除きます。



冊子目次

—ご加入のしおり目次—

1. 主な年金用語のご説明	1
2. 漁業者年金の特長	3
3. 漁業者年金のしくみ	4
4. 年金受取コースについて	6
5. 年金・死亡給付金のお支払	8
6. 代理請求制度について	10
7. 共済掛金の払込免除	11

[ご加入に際して]

8. 健康状態などの告知について	12
9. 単位共済の成立と責任開始日について	13
10. 算出基礎の変更について	14

[ご加入後について]

11. 共済掛金の払込みについて	15
・共済掛金の払込方法	15
・単位共済の効力と払込猶予期間	16
・休止となった単位共済の払込再開	16
・お払い込みが困難な場合の単位共済の継続	17
12. 受取人・住所などを変更したいとき	18
13. 共済掛金の増額などご加入内容を変更したいとき	19
14. 貸付について（被共済者貸付）	20
15. 解約について	21
16. 割戻金について	22
17. 単位共済の取消し・解除・消滅について	23
18. 個人年金保険料税制適格特約について	24
19. 税法上の取扱いについて	25
20. 主なご請求・届出等の手続きのための必要書類一覧表	27
21. J F共済の相談・苦情窓口のご案内	31

—共済規程要旨目次—

1. 共済規程要旨	33
2. 別表1. 請求書類	59
3. 別表2. 対象となる不慮の事故	61
4. 別表3. 後遺障害等級表	63

■ 身体部位の説明図	71
■ J F共水連各事業本部・事務所等所在地	72

漁業者老齢福祉共済
(漁業者年金)

ご加入のしおり

この冊子をお読みいただくにあたって、主な年金用語をご説明いたします。

共 濟 規 程 「ご加入から年金お支払い・消滅までのとりきめ」等について、農林水産大臣の認可を受けて定めたものです。

特 約 年金のお支払い方法を定めるために年金支払開始時に付加していただくもの、共済掛金を一時にお支払いするために加入申込時に付加していただくものおよび、個人年金保険料控除の対象とするために付加していただくものがあります。

協 定 書 共済契約の内容の一部になるもので、被共済者となる者の範囲、単位共済の申込日、その他必要事項を J F 共水連と共済契約者（組合等）が協議決定した内容を記したものであります。

**共 濟 契 約 と
単 位 共 済** J F 共水連と共済契約者（組合等）が締結する契約を共済契約といいます。また、共済契約にもとづくご加入者ごとの契約を単位共済といいます。

被 共 済 者 証 ご加入の内容を具体的に記載したものであります。ご加入が成立すると共済契約者（組合等）がご加入者様へお渡しします。

年 金 支 払 証 書 年金のお支払い内容を具体的に記載したもので、年金支払開始の際に年金受取人へお渡しします。

共 濟 契 約 者 J F 共水連と共済契約を締結する組合等をいいます。

**被 共 済 者
(年金受取人)** 単位共済のご加入者で、共済契約者（組合等）を通じて、共済掛金を払込み、年金をお受け取りいただく方をいいます。

**年 金 繼 続
受 取 人** 年金支払保証期間または確定年金支払期間中に被共済者が死亡されたときに、年金支払保証期間または確定年金支払期間の残りの年金をお受け取りいただく方をいいます。

**死 亡 給 付 金
受 取 人** 年金支払開始前に被共済者が死亡されたときに、死亡給付金をお受け取りいただく方をいいます。

終 身 年 金 年金支払開始日後、被共済者の生存を条件に毎年、終身にわたってお支払いする年金をいいます。

確 定 年 金 年金支払開始日後、被共済者が選択した所定の年数（5年、10年、15年）分の年金を被共済者の生死にかかわりなくお支払いする年金をいいます。なお、共済規程では、1年1回として、回数で定めています。

加 入 日	加入申込みの手続きをされた日で、単位共済の保障が開始される日をい ます。
加 入 年 齢	ご加入いただいた日における被共済者の満年齢をいいます。
告 知 義 務 と 告 知 義 務 違 反	被共済者が加入申込みをされたときに、被共済者の健康状態や障害の状 態など、J F 共水連が加入申込書上でおたずねする事項について事実を 正確にご回答いただく義務があり、これを「告知義務」といいます。そ の際に、事実を回答されなかった場合、または事実と異なることを回答 された場合は、J F 共水連は「告知義務違反」として、ご加入の単位共 済を解除することができます。
年 金 支 払 開 始 日	第1回目の年金をお支払いする日をいいます。
年 金 支 払 保 証 期 間 ま た は 確 定 年 金 支 払 期 間	終身年金の場合は年金支払開始日から所定の保証期間（10年～15年）、 確定年金の場合は支払期間（5年、10年、15年）、被共済者の生死にか かわらず年金をお支払いする期間をいいます。
割 戻 金	毎年の決算により生じた剰余金から被共済者にお支払いするお金をい ます。
共 濟 掛 金 積 立 金	将来の共済金等をお支払いするために、共済掛金のなかから積み立てら れているお金のことをいいます。
解 約 返 戻 金	単位共済を解約された場合などに、被共済者にお支払いするお金をい ます。
払込猶予期間	第2回目以降の共済掛金の払込みが、猶予される期間（払込期日の翌日 から2か月間）をいいます。
休 止 と 払 込 再 開	払込猶予期間を過ぎても、共済掛金の払込みがなされないことを「休止」 といいます。休止された日から5年以内に共済掛金を払い込まなかった期 間にかかる共済掛金および延滞利息を払い込んで単位共済の休止の状態を 解くことを「払込再開」といいます。

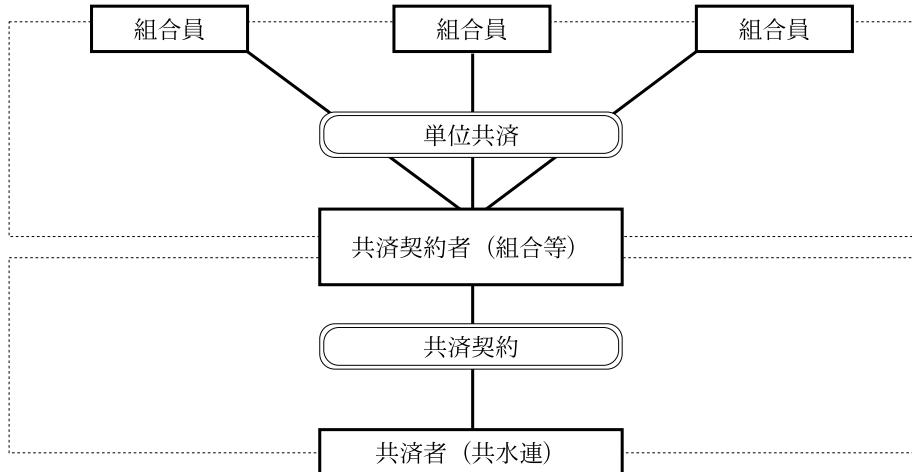
この「漁業者年金」は、漁業者の皆さまが豊かな将来をお過ごしになれますように、年金をお支払いする漁業者の年金制度です。

- 年金の受取方法は、終身年金と確定年金の2種類があり、いずれかを年金支払開始時に選択することができます。
- 終身年金は、年金額が毎年初年度（第1回目）年金額の5%ずつ増える遞増型と、初年度（第1回目）年金額と同額の年金をお支払いする定額型の2とおりあります。
- 終身年金は、年金支払保証期間つきです。
年金支払開始日から所定の保証期間（10年～15年間）中に、もし被共済者（年金受取人）が死亡されても、残りの期間の年金を、ご家族（年金継続受取人）の方へお支払いします。
- 確定年金は、一定額を一定期間（5年、10年、15年）お支払いするもので、その期間中にもし被共済者が死亡されても、残りの期間の年金を、ご家族（年金継続受取人）の方へお支払いします。
- 割戻金は、年金額の増額のための共済掛金にあてられます。
- 年金支払開始前であれば、年金を増額するために所定の手続きを経て共済掛金の増額、臨時払ができます。
- 申込時に共済掛金を一時払（共済掛金一時払特約を付加）することによって、55歳から69歳までの方でもご加入できます。



漁業者年金のしくみ

- 漁業者年金の契約形態は、下記図示のとおり組合等と J F 共水連が締結している共済契約と、被共済者ごとの加入単位である単位共済との集合によって構成される団体契約です。



- 加入内容の基本（加入区分）は、共済掛金の払込方法、加入年齢、共済掛金払込終了年齢、年金支払開始年齢により次の A1～A3、B1～B3 までの 6 とおりあります。

共済掛金を年払・月払で払い込む場合	加入区分	A1	A2	A3
	加入年齢	20～59歳	20～59歳	20～64歳
	共済掛金払込終了年齢	60歳	60歳	65歳
	年金支払開始年齢	60歳	65歳	65歳

共済掛金を一時に払い込む場合 (共済掛金一時払特約)	加入区分	B1	B2	B3
	加入年齢	55～59歳	60～64歳	65～69歳
	共済掛金払込終了年齢	—		
	年金支払開始年齢	60歳	(加入年齢 + 1) 歳	

■ 年金、年金額の種類は、下記のとおりです。

- 年金の種類は、年金支払保証期間付終身年金と確定年金の2種類です。
- 年金支払保証期間は、年金支払開始日から15年間を限度として年金支払開始年齢によって、次のようにになります。

年金支払開始年齢（歳）	60	61	62	63	64	65～70
年金支払保証期間（年）	15	14	13	12	11	10

■ 年金額の種類は、5%遞増型と定額型の2種類です。

（確定年金は、定額型のみとなります。）

■ 年金受取コースは、年金支払開始時に次の6種類の中から1つをお選びいただきます。内容は次頁「4. 年金受取コースについて」をご覧ください。

◇ 遅増終身年金コース

◇ 特別支払特約年金コース

- 年金支払開始年齢60歳が要件です。

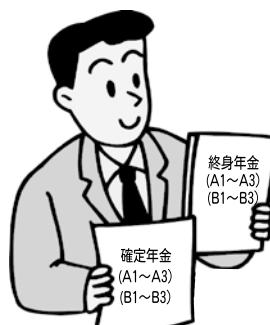
◇ 定額終身年金コース

◇ 5年確定年金コース

- 個人年金保険料税制適格特約を付加していないことが要件です。

◇ 10年確定年金コース

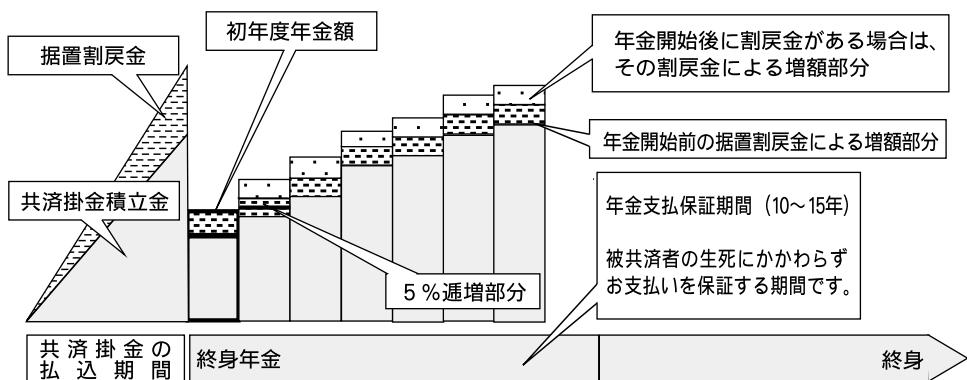
◇ 15年確定年金コース



■ 遅増終身年金コース

(共済規程要旨第4)

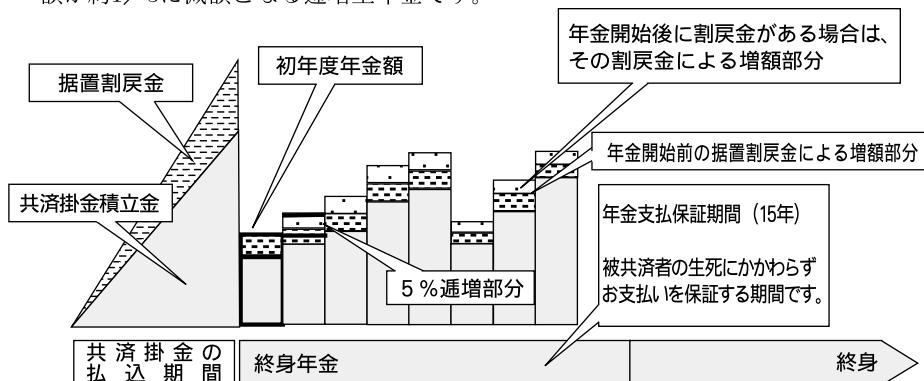
- 年金支払開始後、被共済者が年金支払日に生存されている限り、年金をお支払いする年金支払保証期間付終身年金です。
- 第2回目以降の年金額は、初年度（第1回目）年金額の5%ずつ増加する遅増型年金です。



■ 特別支払特約年金コース（年金特別支払条件特約付加）

(共済規程要旨第21)

- 年金支払開始後、被共済者が年金支払日に生存されている限り、年金をお支払いする年金支払保証期間付終身年金です。
- 年金額は、60歳～64歳の間は遅増終身年金コースの約2倍を支払い、65歳からは年金額が約1/3に減額となる遅増型年金です。

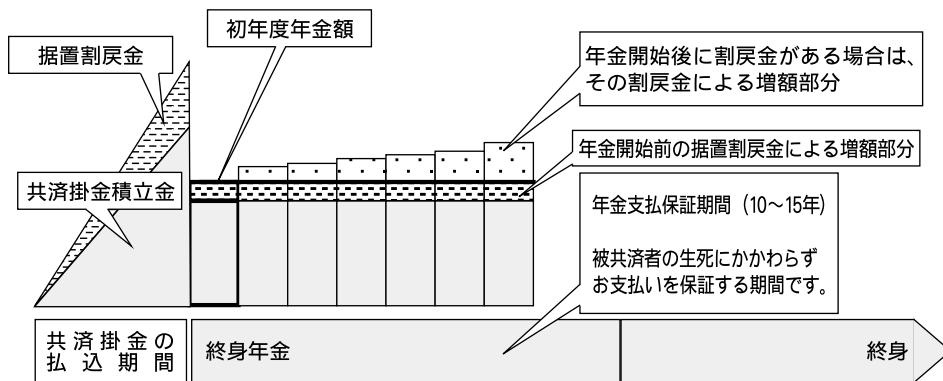


■ 定額終身年金コース（年金額定額支払特約付加）

（共済規程要旨第23）

○年金支払開始後、被共済者が年金支払日に生存されている限り、年金をお支払いする年金支払保証期間付終身年金です。

○第2回目以降の年金額は、初年度（第1回目）年金額と同額の定額型年金です。

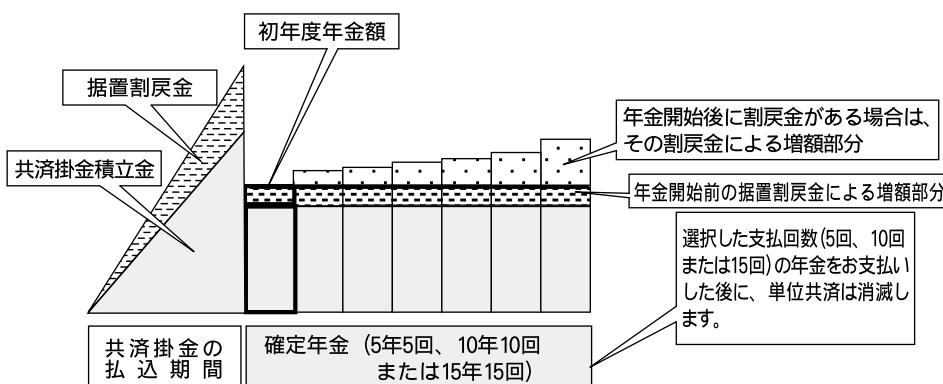


■ 5年、10年または15年確定年金コース（確定年金特約付加）

（共済規程要旨第24）

○年金支払開始後、被共済者の生死にかかわらず年金をご選択の年数に応じた回数（5回、10回、15回）お支払いする確定年金です。

○第2回目以降の年金額は、初年度（第1回目）年金額と同額の定額型年金です。



年金・死亡給付金のお支払い（共済規程要旨第4、第5、第24）

年金種類	お支払いする場合	お支払いする共済金	お受取りになる人
終身年金	○ 被共済者が年金支払開始日以後、毎年の年金支払日に生存されているとき	年金	○ 年金受取人(被共済者)
	● 被共済者が年金支払保証期間中に死亡されたときで、残りの期間があるとき		● 年金継続受取人
確定年金	○ 被共済者が年金支払開始日以後、確定年金支払期間が満了するまでの間に到来する年金支払日に生存されているとき	年金	○ 年金受取人(被共済者)
	● 被共済者が確定年金支払期間中に死亡されたときで、残りの期間があるとき		● 年金継続受取人
	○ 被共済者が単位共済の加入日から年金支払開始の前日までの間に死亡されたとき	死亡給付金	○ 死亡給付金受取人

(ご留意いただきたい事項)

- 年金受取コースは、年金支払開始日にいずれか1つを選択していただきます。遅遙終身年金コース以外の年金受取コースを選択される場合は、特約をそれぞれ付加していただきます。(共済規程要旨第21、第23、第24)
- 年金は、年金支払開始年齢に達した後に初めて到来する単位共済の加入日の年の応当日にお支払いします。以後は、加入日の年の応当日のお支払いとなります。(共済規程要旨第4、第24)
- 年金支払保証期間中または確定年金コースの年金は、一括（前払）して受け取ることができます。前払の額は、JF共済連の定める利率で割引いた額でお支払いとなります。(共済規程要旨第4、第24)
 - 年金の前払請求を行った場合の利率は、年1.5%です。(利率は、将来変動することがあります。)
- 年金は、年金額が一定額以上のときに年2回または年4回に分割して受け取ることができます。(共済規程要旨第4、第24、第25)
- 初年度（第1回目）年金額が3万円に満たないときで、個人年金保険料税制適格特約を付加していないときは、年金ではなく一時金でお支払いします。(共済規程要旨第4)
- 年金支払開始日に年金額が600万円を超えた場合には、その超えた金額については、年金ではなく一時金でお支払いします。なお、個人年金保険料税制適格特約を付加している場合は、その超えた金額についても年金としてお支払いします。(共済規程要旨第1、第21、第23、第24、第25)
- 年金および死亡給付金などのご請求に必要な書類を提出いただく等、共済規程に定めるご請求手続きを完了されましたが、JF共済連にご請求に必要な書類が到着した日の翌日から5日（土日、祝日等は含みません。）以内に年金および死亡給付金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、年金および死亡給付金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、確認が必要な事項および確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することができます。(共済規程要旨第8)
- 年金受取人または死亡給付金受取人が、その受け取るべき年金または死亡給付金の支払請求手続きを行使することができるときから3年間行わなかった場合には、時効によって消滅します。(共済規程要旨第8)

■ 代理請求制度（年金受取人の代理人請求）

代理請求制度は、年金受取人が年金を支払請求ができない「特別な事情」があるときに年金受取人の代理人が年金の支払いを請求することができる制度です。（共済規程要旨第7）

■ 年金受取人の代理人となれる方の範囲

年金受取人であって、下記の親族関係にある方

- (1) 年金受取人の戸籍上の配偶者。
- (2) 年金受取人と同一戸籍に記載している子。（ただし、その子が2人以上いる場合は、そのうち最初に記載している者）
- (3) 年金受取人の戸籍上の父母。ただし、年金受取人が戸籍上の養子縁組をしている場合には、養父母

○ 「特別な事情について」

「特別な事情」とは、年金受取人ご自身で年金を請求できない身体状況にある場合などをいいます。

（ご留意いただきたい事項）

- 年金を年金受取人の代理人にすでにお支払いしているときは、年金受取人より重複して年金の支払請求を受けても、お支払いしません。
- 必要となる請求書類が通常と異なりますので、ご留意ください。
- この制度によりご請求される場合には、必ず組合等またはJF共済連までご相談ください。

共済掛金の払込期間中に不慮の事故を直接の原因として、身体に障害を受け、200日以内に次のような状態となったときは、以後の共済掛金の払込みを免除します。（共済規程要旨第6）

- 第1級～第5級までの後遺障害の状態となったとき
- 第6級～第10級までの後遺障害の状態に2回以上なったことにより、その支払率が通算して60%以上となったとき

- 対象となる不慮の事故は、別表2をご参照ください。
- 後遺障害等級表は、別表3をご参照ください。

（ご留意いただきたい事項）

- 同一の不慮の事故で、後遺障害の状態が別表3に掲げる後遺障害の状態の2以上の状態になったときの支払率は、次のとおりです。
 - 後遺障害の状態が身体の同一部位に生じたときの支払率は、最も上位の等級に対応する支払率
 - 後遺障害の状態が身体の他部位に生じたときの支払率は、最も上位の等級の1段階上位の等級に対応する支払率
- 既に不慮の事故により後遺障害の状態にある身体の同一部位に、後遺障害の状態が加重して生じたときの支払率は、新たな後遺障害の状態に対応する支払率から既に生じていた後遺障害の状態に対応する支払率を差引いて得た支払率となります。

次のいずれかの場合は、共済掛金の払込免除の対象とはなりません。

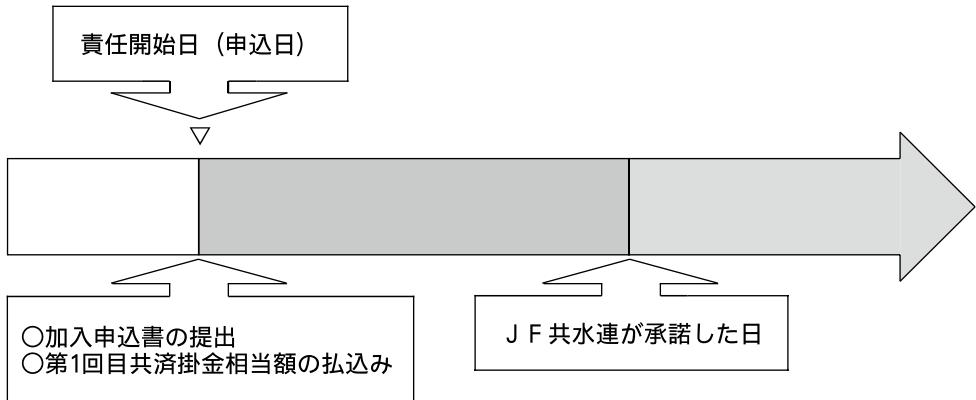
- 共済掛金の払込状況が次の場合
 - 不慮の事故を受けた日が、休止中のとき
 - 不慮の事故を受けた日と共に済掛金の払込免除となる後遺障害の状態になった日の間に休止期間があるとき
 - 共済掛金の払込猶予期間中に共済掛金の払込免除となる後遺障害の状態になった場合で、その猶予期間が満了する日までにその払込猶予に係る共済掛金が払い込まれないとき
- 共済掛金の払込免除となる後遺障害の状態になった原因が次の場合
 - 被共済者の故意または重大な過失
 - 被共済者の犯罪行為（無免許運転を含みます。）
 - 被共済者の精神障害または酒に酔っていた状態（飲酒運転を含みます。）

- 単位共済の申込時に、被共済者には健康状態などについて事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
 - ご加入に際しては、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障害状態などについて加入申込書の告知欄でおたずねし、単位共済をお引受けできるかどうか決めさせていただきます。
- 健康状態などについては、事実を正確にご回答ください。
 - 被共済者ご自身で、加入申込書の告知欄の記載事項（過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障害状態など）についてご回答ください。
 - 告知事項について組合の担当者に口頭で回答いただいただけでは、告知をいただいたことにはなりません。告知される内容は、必ず加入申込書の告知欄にご回答ください。
- 告知が正しくなされなかったり、事実と異なる告知をされた場合には、JF共済連は告知義務違反として単位共済を解除することがあります。（共済規程要旨第11）



J F 共水連が、単位共済の引受けを承諾した場合には、単位共済の加入申込み要件がすべてそろった日（協定書で定めた毎月の取扱日）にさかのぼって、ご契約上の責任が発生します。（共済規程要旨第2）

- 責任が開始される日を図示すると次のようになります。



ご注意

単位共済の加入申込み要件とは、加入申込書が提出され、第1回目共済掛金相当額の払込みがなされた日となります。

- J F 共水連が特に必要と認めた場合には、農林水産大臣の認可を受けて、年金等を算出するときのもとになる予定利率等の算出基礎を変更する場合があります。この変更により将来お受け取りいただく年金額が変動することがあります。（共済規程要旨第19）
- 算出基礎を変更する場合には、J F 共水連は組合等を通じてご加入者（被共済者）にご通知します。
- 算出基礎を変更する場合には、変更後に到来する加入日の年の応当日から新しい算出基礎を適用します。
- 既に年金のお支払いを開始している場合には、算出基礎は変更されません。

1. 共済掛金の払込方法

- 共済掛金は、払込期日までに組合等にお払込みください。（共済規程要旨第3）

共済掛金の払込期日は、次のとおりとなります。

共済掛金の払込方法	共済掛金の払込期日
年 払	加入日の年の応当日
月 払	加入日の月の応当日

■ 共済掛金の口座振替

JF共済連が指定する金融機関において、ご加入者が定めた口座から共済掛金が自動的に組合等に振り替えられますので、非常に便利な払込方法です。

なお、共済掛金の振替ができない場合は、お手数ですが、共済掛金の払込猶予期間内に直接組合等窓口でお払い込みください。

■ 組合等の貯金口座引落での払込み（口座引落扱い）

組合等の貯金口座から共済掛金を引落すことによって、お払い込みいただく方法です。

- 口座振替によるお払い込みなどの場合で、組合等の定める条件を満たさなくなつた場合は、別の方法に変更していただくこととなります。払い込みの方法が変更されるまでは、直接組合等窓口でお払い込みください。
- 共済掛金の払い込み方法などの変更をご希望される場合は、組合等までご連絡ください。

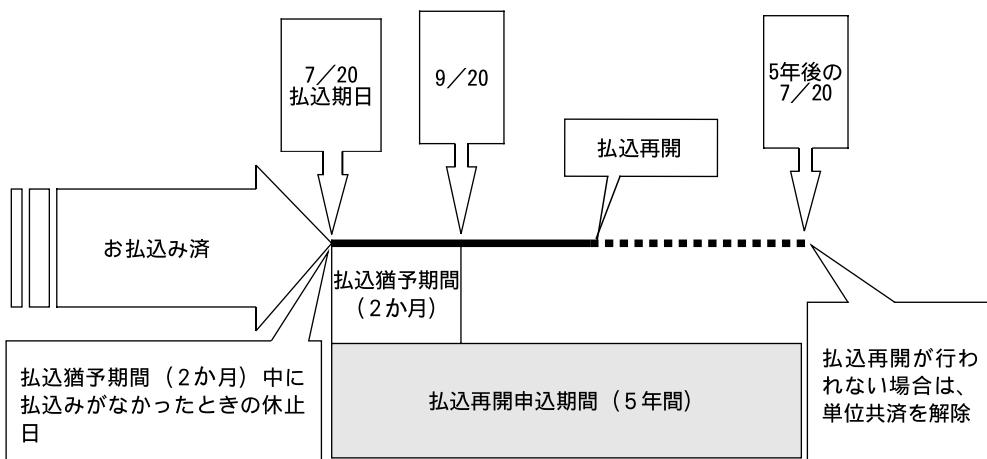
2. 単位共済の効力と払込猶予期間（共済規程要旨第3）

共済掛金の払込みには、払込期日の翌日から2か月間の払込猶予期間がありますが、この猶予期間中にお払い込みがないと単位共済は、休止となります。

3. 休止となった単位共済の払込再開（共済規程要旨第3）

休止された場合でも、休止した日（払込期日）の翌日から5年以内であれば、共済掛金のお払込みを再開することができます。

●お申込みいただく払込再開時の延滞利息に適用される利率は、組合等またはJF共水連までお問い合わせください。



共済掛金は払込期日までに!!



4. お払い込みが困難な場合の単位共済の継続

- 共済掛金の減額を加入日の年の応当日に行うことができます。
- 共済掛金の払込方法の変更（年払から月払へ変更）を加入日の年の応当日に行うことができます。
- ご加入内容にもよりますが、年金支払開始年齢を繰り上げることができます。

●詳しくは、組合等または J F 共済連までご相談ください。

（ご留意いただきたい事項）

- 払込再開申込期間（5年）を過ぎますと、払込再開ができなくなり、単位共済は解除されます。
- 払込再開には、「払い込まなかった期間の共済掛金に相当する金額」に加え「払込再開のための延滞利息」が必要となる場合があります。
- 払込再開には、新規に加入を申込まれる場合と同様に、被共済者の健康状態等によっては、払込再開をおことわりする場合があります。



次のような場合は、遅滞なく組合等へご連絡ください。

(共済規程要旨第4、第10、第15、第17、第20)

- 年金継続受取人または死亡給付金受取人を変更したいとき
- 被共済者、年金継続受取人または死亡給付金受取人に訂正があるとき、または改姓、改名されたとき
- 被共済者の性別、生年月日に訂正があるとき
- 被共済者または年金受取人の住所が変わったとき
- 被共済者証または年金支払証書を汚損・紛失したとき
- 被共済者が他の組合等へ所属変更（移転）するとき
- 共済掛金の払込み経路を変更したいとき（例：組合等の窓口への持参から口座振替扱いに変更等）
- 年金支払開始日以降に、年金の払渡金融機関を変更したいとき
- 年金支払開始日以降に、年金支払分割回数を変更したいとき（例：年1回支払を年2回または4回の分割支払に変更等）



次のような加入内容変更を行う場合には、組合等へご連絡ください。

(共済規程要旨第15、第25)

- 年金額を増やすために共済掛金を増額したいとき
(年払または月払の共済掛金とは別に、一定額以上の共済掛金を臨時に払い込むこともできます。)
- 共済掛金のお払い込みが困難等のため共済掛金の減額をしたいとき
- 共済掛金の払込方法を変更したいとき (例: 月払から年払に変更)
- 共済掛金払込終了年齢および年金支払開始年齢を変更したいとき (例: 60歳から65歳に変更)
- 年金支払開始年齢の繰り上げをしたいとき (例: 65歳を63歳に繰り上げ)
- 個人年金保険料税制適格特約を付加したいとき
- 年金支払開始時に選択予定の年金受取コースを変更したいとき

— (ご留意いただきたい事項) —

- 共済掛金払込期間中の共済掛金の増額・減額、払込方法の変更は、加入日の年の応当日からの変更となります。
- 共済掛金払込終了年齢および年金支払開始年齢の変更は、59歳時の加入日の年の応当日に限ります。
- 個人年金保険料税制適格特約を付加したときは、以後特約だけの解約ができないなります。
また、加入内容の変更、年金受取コースの選択に制限が加わります。
(共済規程要旨第25)
- 年金支払開始時に選択予定の年金受取コースを変更したときは、毎年ご案内する「ご加入内容と予想年金額のお知らせ」は、変更後の内容でのご案内となります。

年金支払開始前であれば、ご加入者に対する貸付制度をご利用いただけます。

- 貸付制度の内容は、次のとおりです。（共済規程要旨第16）

○ 貸付金額

10,000円以上、借入時における解約返戻金の額の80%までとなります。

○ 利 息

●お申込みいただいた単位共済に適用される利率は、組合等またはJF共水連にお問い合わせください。

○ 返済方法

全額返済のほか分割返済も取り扱います。

○ 精 算

死亡給付金または解約返戻金のお支払いなどの際に貸付の元利金がある場合は、それぞれの金額から差し引くことがあります。

— (ご留意いただきたい事項) —

- 貸付元利金が増えて、解約返戻金の額を超過したときは、単位共済は消滅となります。
- 年金支払開始日の前日までにご返済いただけない場合で、個人年金保険料税制適格特約を付加していない単位共済のときは、共済掛金積立金から貸付の元利金を差引きます。
- 年金支払開始日の前日までにご返済いただけない場合で、個人年金保険料税制適格特約を付加している単位共済のときは、JF共水連の定める方法により、年金支払保証期間または確定年金支払期間中の年金よりご返済いただきます。
この場合、年金支払開始日における貸付の元利金がJF共水連の定める金額を超えるときは、年金支払開始日の前日に解約されたものとして取り扱います。

「漁業者年金」は、漁業者の皆さまが豊かな将来をお過ごしになれますように、年金をお支払いする漁業者の年金制度です。

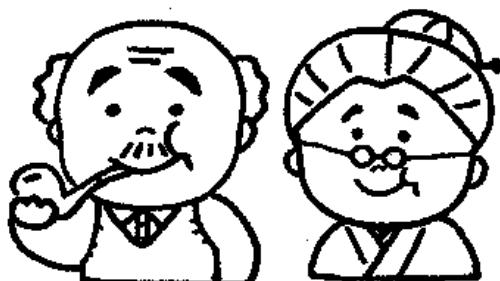
解約はいつでもできますが、年金はご加入者（被共済者）の豊かな将来をお過ごしになるための大切な財産です。

共済掛金のお払い込みが困難なときなどは解約せず、組合等または J F 共水連にご相談ください。

○ 解約のお取扱いは、次のとおりです。（共済規程要旨第12）

- 年金のお支払いが開始される日前であれば、被共済者は、組合等を通じて単位共済を解約することができます。
- 解約返戻金の額は、ご加入年齢、年金支払開始年齢、経過年数、払込共済掛金などによって異なりますが、お払い込みいただいた共済掛金の合計額より少なくなる場合があります。

解約返戻金の額の詳細は、組合等または J F 共水連にお問い合わせください。



割戻金は、確定したものではなく、今後の経済情勢、決算結果等によりお支払いできない場合があります。

□ 割戻金のお取扱いは、次のとおりです。（共済規程要旨第18）

○ 年金支払開始日以前の割戻金

- J F 共水連が定めた利率によって、年金支払開始日まで積み立てられ、年金支払開始時に年金額の増額に充当します。
- 死亡給付金、解約返戻金などのお支払いにより単位共済が消滅したときは、積み立てられた割戻金はお返しします。
- 年金ではなく、一時金でのお支払いのときは、積み立てられた割戻金はお返しします。

○ 年金支払開始日後の割戻金

- 割戻金は毎年、年金額の増額に充当します。なお、年金を年金継続受取人にお支払いの場合は、年金額の増額に充当することなく割戻金としてお返しします。

— このようなときは、単位共済は取消しとなることがあります。(共済規程要旨第12)

- 加入申込みされたときに、被共済者となる方が協定書に定める被共済者の範囲外の方であったとき
※取消しとなった場合、すでに払い込まれた共済掛金の全額を払い戻します。

— このようなときは、単位共済は解除となります (共済規程要旨第11、第13) —

- 加入申込みされたときに、被共済者となる方に告知義務違反があったとき
- 被共済者が共済契約者（組合等）から脱退し、他の共済契約者（組合等）に移転しないとき
- 共済掛金の払込みが休止となった場合で、休止の払込再開の申込みがないまま5年間を経過したとき
- 年金受取人または死亡給付金受取人が、年金または死亡給付金の請求について詐欺を行ったときや、被共済者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由に該当したとき
- 被共済者、年金受取人もしくは死亡給付金受取人が、JF共水連の信頼を損ない、共済契約の存続を困難にする事由を生じさせるなど重大事由に該当したとき

— このようなときは、単位共済は消滅となります (共済規程要旨第12、第24) —

- 被共済者が年金支払開始日前に死亡されたとき
- 被共済者が年金支払保証期間経過後に死亡されたとき
- 初年度（第1回目）年金額が3万円に満たない場合で、被共済者に共済掛金積立金と割戻金を一時金でお支払いしたとき
- 確定年金特約付加の単位共済の場合で、年金受取人（被共済者）に年金のお支払いを完了（年金の前払も含みます。）したとき
- 年金継続受取人に年金のお支払いを完了（年金の前払も含みます。）したとき
- 貸付による貸付の元利金が解約返戻金の額を超えたとき

個人年金保険料税制適格特約を付加する場合は、次の要件をすべて満たすことが必要です。

- 共済掛金の払込期間が10年以上であること
- 年金の支払期間が10年以上であること
(共済規程要旨第25)

（ご留意いただきたい事項）

- 共済掛金の払込期間が10年未満となる共済掛金払込終了年齢の変更はできません。
- 共済掛金の払込期間が10年未満となる年金支払開始年齢の繰り上げはできません。
- 個人年金保険料税制適格特約のみの解約はできません。
- 年金支払開始時に、5年確定年金コースの選択はできません。



お払い込みになった共済掛金は、所得控除の対象となりますので、所得税、住民税が軽減されます。

- 個人年金保険料税制適格特約を付加した場合、お払い込みになった共済掛金は、「新個人年金保険料」として一般の生命保険料控除とは別枠で所得控除の対象となります。
- 個人年金保険料税制適格特約を付加していない場合でも、お払い込みになった共済掛金は、一般の生命保険料として、所得控除の対象となります。

所得税（個人年金保険料控除・生命保険料控除 共通）

年間払込共済掛金	控除の対象となる金額
20,000円以下のとき	払込んだ共済掛金の全額
20,000円を超える40,000円以下のとき	(払込んだ共済掛金等の合計額×1/2) + 10,000円
40,000円を超える80,000円以下のとき	(払込んだ共済掛金等の合計額×1/4) + 20,000円
80,000円を超えるとき	一律 40,000円

（令和2年4月現在）

住民税（個人年金保険料控除・生命保険料控除 共通）

年間払込共済掛金	控除の対象となる金額
12,000円以下のとき	払込んだ共済掛金の全額
12,000円を超える32,000円以下のとき	(払込んだ共済掛金等の合計額×1/2) + 6,000円
32,000円を超える56,000円以下のとき	(払込んだ共済掛金等の合計額×1/4) + 14,000円
56,000円を超えるとき	一律 28,000円

（令和2年4月現在）

- 税法上の控除をお受けになるには、申告が必要です。
申告の時期がまいりましたら、JF共済連から「共済掛金払込証明書」を発行しますので、確定申告の際に「確定申告書」に控除の対象となる金額を記入して「共済掛金払込証明書」を添付のうえ、税務署にご提出ください。
- 共済掛金払込証明書には、加入内容により「個人年金保険料控除申告用」、「生命保険料控除申告用」の表示をしてありますので、いずれの控除であるかを確認のうえ、ご使用ください。
- お受取りになる年金、死亡給付金および解約返戻金の課税関係の概要は、次のようになります。

お受取り内容	税の種類	税金の負担者
被共済者が年金を前払で受取るとき	終身年金	所得税・住民税（雑所得）
	確定年金	所得税・住民税（一時所得）
被共済者が年金を前払以外で受取るとき	所得税・住民税（雑所得）	被共済者（年金受取人）
年金支払開始後に被共済者が死亡し、年金継続受取人が年金を受取るとき	<ul style="list-style-type: none"> ・年金受給評価額に相続税〔死亡時に前払で受取るときは、相続税〕 ・年金として受取るときは、所得税・住民税（雑所得） ・前払として受取るときは、所得税・住民税（一時所得） 	年金継続受取人
死亡給付金を受取るとき	相続税	死亡給付金受取人
解約返戻金を受取るとき	所得税・住民税（一時所得）	被共済者

※税金のお取扱いについては、令和2年4月現在の税制にもとづくもので、将来を保障するものではありません。個別のお取扱いについては所轄の税務署にご確認ください。

主なご請求・届出等の手続き のための必要書類一覧表

諸手続きの際には、次の書類をご準備いただきます。

(共済規程要旨第3、第6、第7、第10、第12、第15、第16、第17、第20、第25)

ただし、下記以外の書類の提出を求め、または、下記の必要書類のうち一部の省略を認めることができます。

詳しくは、組合等またはJF共済連にご相談ください。

ご請求項目	必要書類
年 金	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 被共済者報告書兼年金支払請求書 (第1回目の年金支払請求の場合に限ります。) <input type="radio"/> 被共済者証 (第1回目の年金支払請求の場合に限ります。) <input type="radio"/> 年金支払請求書 <input type="radio"/> 年金支払証書 <input type="radio"/> 年金受取人の戸籍抄本・住民票 <input type="radio"/> 年金受取人の印鑑証明書

ご請求項目	必要書類
年金の前払	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 被共済者報告書兼年金支払請求書 (第1回目の年金支払請求時) <input type="radio"/> 被共済者証 (第1回目の年金支払請求時) <input type="radio"/> 年金支払請求書 <input type="radio"/> 死亡通知書 (被共済者の死亡時) <input type="radio"/> 年金支払証書 <input type="radio"/> 年金受取人 (被共済者) または年金継続受取人の印鑑証明書
死亡通知書 (年金支払開始日後の死亡)	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 死亡通知書 <input type="radio"/> 年金支払証書 <input type="radio"/> 年金受取人 (被共済者) および年金継続受取人の戸籍抄本 <input type="radio"/> 年金継続受取人の印鑑証明書

ご請求項目	必要書類
死亡給付金 (年金支払開始前の死亡)	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 死亡給付金請求書 <input type="radio"/> 被共済者証 <input type="radio"/> 被共済者および死亡給付金受取人の戸籍抄本 <input type="radio"/> 被共済者の死亡診断書または死体検案書もしくは検視調書に記載した事実の証明書 <input type="radio"/> 死亡給付金受取人の印鑑証明書

ご請求項目	必要書類
共済掛金払込免除または後遺障害認定	<input type="radio"/> 共済掛金払込免除・後遺障害認定請求書 <input type="radio"/> 被共済者証 <input type="radio"/> 被共済者の戸籍抄本・住民票 (払込免除の場合) <input type="radio"/> 被共済者の医師または歯科医師の診断書

ご請求項目	必要書類
異動 <input type="checkbox"/> 受取人の変更 <input type="checkbox"/> 名義変更・訂正 <input type="checkbox"/> 住所変更 <input type="checkbox"/> 年金支払分割回数の変更 <input type="checkbox"/> 証書の再発行	<input type="radio"/> 異動請求書 <input type="radio"/> 被共済者証または年金支払証書
加入内容変更 <input type="checkbox"/> 共済掛金の増額・減額 <input type="checkbox"/> 共済掛金の払込方法変更 <input type="checkbox"/> 加入区分変更 <input type="checkbox"/> 年金開始年齢の繰り上げ <input type="checkbox"/> 予定年金受取コースの変更 <input type="checkbox"/> 個人年金保険料税制適格特約の付加	<input type="radio"/> 加入内容変更請求書 <input type="radio"/> 被共済者証

ご請求項目		必要書類
被共済者貸付	借入	<input type="radio"/> 被共済者貸付制度申込書・被共済者貸付借入請求書 <input type="radio"/> 被共済者証 <input type="radio"/> 被共済者の印鑑証明書
	返済	<input type="radio"/> 被共済者貸付返済通知書 <input type="radio"/> 被共済者証
解 約		<input type="radio"/> 解約請求書 <input type="radio"/> 被共済者証 <input type="radio"/> 被共済者の印鑑証明書
共済掛金の臨時払		<input type="radio"/> 共済掛金臨時払申込書 <input type="radio"/> 被共済者証

ご請求項目		必要書類
共済掛金の払込再開		<input type="radio"/> 共済掛金払込再開申込書 <input type="radio"/> 被共済者証
口座振替		<input type="radio"/> 預金口座振替依頼書／自動払込利用申込書

J F 共済では、ご利用者の皆さんに、より一層のご満足をいただけるサービスを提供できるよう、下記の窓口においてご相談および苦情を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

- 1 まずは、ご加入先の組合（J F）までお申し出ください。
- 2 ご加入先の組合（J F）以外に J F 共水連の窓口でもお受けいたします。

巻末（P72）記載の J F 共水連窓口までお申し出ください。

※ J F 共水連の窓口では、J F 共済全般に関するご相談・お問い合わせをお電話でお受けしております。苦情などのお申出があった場合には、お申出者のご了解を得たうえで、ご加入先の組合（J F）に対して解決を依頼します。

- 3 苦情などのお申し出については、ご加入先の組合（J F）と連携を図りながら対応いたしますが、解決がつかない場合には、下記の一般社団法人 日本共済協会共済相談所へご相談いただくこともできます。

一般社団法人 日本共済協会では、審査委員会を設置しており、裁定または仲裁により解決支援業務を行います。

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所
電話番号 03-5368-5757
受付時間 9:00~17:00
(土日・祝祭日および12月29日~1月3日を除く)

共済規程要旨

ご加入の時から契約消滅までの
主なとりきめを記載しております。

共済規程要旨（漁業者老齢福祉共済）

（趣 旨）

漁業者老齢福祉共済は、被共済者の将来の生活の安定に資することを目的として、被共済者が所定の年金支払開始日まで生存していたときは、年金を支払うこととし、また、被共済者が年金支払開始日前に死亡したときは、死亡給付金を支払うことを主な内容とするものです。

第1 共済契約の範囲

1. 用語の説明

この共済規程要旨において使われている次の用語は、それぞれ各号に掲げる意味で使われています。

用語	定義
年金支払開始年令	年金の支払開始年令として指定される被共済者の年令をいいます。
年金支払開始日	被共済者がその日に生存していることを条件にして年金の支払を開始する日のことをいい、年金支払開始年令に達した日以後最初に到来する単位共済の成立の日の年の応当日をいいます。
年金支払保証期間	年金支払開始日から被共済者の生死にかかわらず年金の支払を続ける期間として全国共済水産業協同組合連合会(以下、共水連といいます。)が約束する期間をいいます。
確定年金支払期間	年金支払開始日から被共済者の生死にかかわらず確定年金の支払を続ける期間をいいます。
初年度年金額	第1回の年金支払日に支払う年金の額
不慮の事故	急激かつ偶発的な外来の事故で、かつ別表2によるものをいいます。
後遺障害の状態	傷害が治ゆした後に残存する精神的または身体的なき損の状態であって、将来回復の見込みのないものをいい、その程度や原因に基づいて共済掛金の払込免除の判定が行われます。
共済掛金払込終了年令	年払または月払による共済掛金の払込みを終了する被共済者の年令として指定される年令をいいます。
共済年度	単位共済の成立の日の年の応当日から1年の期間をいいます。
共済月度	単位共済の成立の日の月の応当日から1か月の期間をいいます。
共済掛金積立金	将来の年金の支払のために、共済掛金の中から積み立てた積立金をいい、共済掛金の額や払込期間、年令、性別等に応じて定まる金額をいいます。
解約返戻金	共済契約が解約された場合などに、共済契約者に支払う返戻金をいいます。

2. 共済契約の構成

- (1) 共済契約は、1以上の単位共済によって構成されるものとします。
- (2) 単位共済とは、共済契約の被共済者ごとの加入単位をいいます。

3. 共済契約者および被共済者の範囲

- (1) 共済契約者は、漁業協同組合またはこれに準ずる者であつて共水連が認めた者でなければなりません。
- (2) 被共済者たるべき者は、漁業就業者およびその家族ならびにこれらに準ずる者として共水連が認めた者とします。
- (3) 被共済者たるべき者の加入年令は、次の表の左欄に掲げる年金支払開始年令および同表の中欄に掲げる共済掛金払込終了年令の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとします。

年金支払開始年令	共済掛金払込終了年令	加入年令
60才	60才	20才から59才まで
65才	60才	20才から59才まで
65才	65才	20才から64才まで

4. 共済金額

- (1) 共済金額は、単位共済ごとに定めます。
- (2) 単位共済の共済金額は、第4の4の(1)の(イ)の規定により算出される基本年金額に相当する額とします。
- (3) 単位共済の共済金額の最高限度は、600万円とします。
- (4) 単位共済の共済金額が(3)の最高限度を超えた場合には、その超えた金額に相当する共済掛金積立金の額を返戻します。

第2 共済契約および単位共済の成立と効力の発生

1. 共済契約の成立と効力の発生

- (1) 共水連は、共済契約者たるべき者からの共済契約の申込みを承諾する際に、その共済契約の申込みをした者と被共済者たるべき者の範囲、単位共済の申込日、共済契約の解約その他必要な事項に關し協議決定をします。
- (2) 共水連が(1)に掲げる事項について協議決定した場合には、共済契約は、その協議決定の日において成立し、かつ、その日から効力を生じます。
- (3) 共済契約が成立した場合には、(1)の規定により協議決定した事項は、共済契約の内容の一部になります。
- (4) (1)の規定により協議決定した事項については、共済契約成立後においても共済契約者と共水連が協議の上、変更することができます。

2. 単位共済の成立と効力の発生

- (1) 共水連が、被共済者たるべき者の申出に基づく共済契約者からの単位共済の申込みを承諾したときは、第1回共済掛金に相当する金額を添えてその申込みがなされた日に成立したものとみなし、かつ、その日から効力を生じます。
- (2) 共水連が単位共済の申込みを承諾した場合には、その承諾した日以後遅滞なく、共済契約者を通じて、被共済者証を被共済者に交付します。

第3 共済掛金の払込み

1. 共済掛金の払込み

- (1) 共済掛金は、共水連の事務所または共水連の指定する場所において払い込んでください。
- (2) 第2回以後の共済掛金は、年払または月払により、払込期日までに払い込んでください。
- (3) 第2回以後の共済掛金の払込期日は、年払の場合にあっては単位共済の成立の日の年の応当日、月払の場合にあっては単位共済の成立の日の月の応当日とします。
- (4) 共済掛金の払込期間は、単位共済の成立の日から被共済者が共済掛金払込終了年令に達する日の属する共済年度の末日までとします。

2. 共済掛金払込の猶予期間

- (1) 第2回以後の共済掛金の払込みについては、払込期日の翌日から2か月間を猶予期間とします。
- (2) 共水連は、天災地変その他やむを得ない理由によって共済掛金の払込みが一時困難であると認められるときは、(1)の規定にかかわらず、共水連の定める取扱いにより、その猶予期間を延長することができます。この場合において、共水連は、その旨を公告します。
- (3) 共水連は、猶予期間中に年金または死亡給付金を支払うこととなった場合には、その払込猶予に係る共済掛金は、支払うべき年金または死亡給付金から差し引きます。

3. 共済掛金の払込みの休止

- (1) 共済掛金を払い込まないで猶予期間を経過したときは、その単位共済は、払込期日に年払または月払による共済掛金の払込みが休止されたものとします。
- (2) 共済掛金の払込みが休止された場合には、その単位共済の共済掛金の払込みのあつた最終の共済年度または共済月度の末日における共済掛金積立金をその日の翌日から年金支払開始日の前日までの期間に対する一時払の共済掛金に充てるものとします。

4. 共済掛金の払込みの再開

- (1) 共済掛金の払込みが休止された単位共済は、その休止された日から5年以内であれば、共済掛金払込再開申込書に次の(イ)または(ロ)に掲げる金額を添え、これを共水連に

提出して、共済掛金の払込再開を申し込むことができます。

- (イ) 休止された日から1年以内に払込再開を申し込む場合には、次の①と②の合計額
- ① 共済掛金を払い込まなかった期間に係る共済掛金に相当する金額
- ② 猶予期間の満了の日の翌日から払込みの再開を申し込む日までの経過月数に応じ、共水連が定める利率で算出した利息の額
- (ロ) 休止された日から1年以上5年以内に払込再開を申し込む場合には、次の①と②の合計額
- ① 払込みの再開を申し込む日の属する共済年度に係る共済掛金（月払による払込再開の場合にあっては、その共済年度に係る共済掛金のうちその共済年度の第1共済月度からその払込みの再開を申し込む日の属する共済月度までの共済掛金）に相当する金額
- ② 払込みの再開を申し込む日の属する共済年度の初日からその払込みの再開を申し込む日の前日までの経過月数に応じ、共水連が定める利率で算出した利息に相当する金額
- (2) 共水連が共済掛金の払込再開の申込を承諾したときは、その申込みの日から共済掛金の払込みが再開されたものとします。

第4 年金の支払

1. 年金の支払

共水連は、被共済者が年金支払開始日に生存しているときは年金支払保証期間中、およびその年金支払保証期間経過後被共済者が生存しているときはその生存している期間中年金受取人に年金を支払います。

2. 年金支払日および年金支払保証期間

- (1) 第1回の年金支払日は、年金支払開始日とし、第2回以後の年金支払日は、年金支払開始日の年の応当日とします。
- (2) 年金支払保証期間は、年金支払開始日から被共済者が75才に達する日の属する共済年度の末日までとします。

3. 年金受取人

- (1) 年金受取人は、被共済者が生存している場合には、被共済者とし、被共済者が死亡した場合であって、年金支払保証期間が残存しているときまたは被共済者の死亡の時までの年金に未払分があるときは、年金継続受取人とします。
- (2) 年金支払保証期間中に被共済者が死亡した場合であって、年金継続受取人の指定がないとき（年金継続受取人の死亡後その変更がされていないときを含みます。）は、被共済者の死亡の時において生存している者のうち、次に掲げる者を年金継続受取人とします。この場合において、年金継続受取人となるべき者が2人以上あるときは、それぞれの年金継続受取人の受け取るべき年金の額は均等とします。

- (イ) 被共済者の戸籍上の配偶者
- (ロ) (イ)に掲げる者がいないときは、被共済者と同一戸籍に記載されている子。ただし、その子が2人以上いる場合には、そのうち最初に記載されている者
- (ハ) (イ)および(ロ)に掲げる者がいないときは、被共済者の戸籍上の父母。ただし、被共済者が戸籍上の養子縁組をしている場合には、養父母
- (ニ) (イ)から(ハ)までに掲げる者がいないときは、被共済者の相続人のうち最高年令者
- (3) 年金継続受取人となるべき者が、被共済者または(2)に掲げる者のうち先順位の者を故意に死亡させたときは、年金継続受取人となる資格を失います。
- (4) 年金継続受取人が年金の支払を受けるに至った後において年金支払保証期間内に死亡したときは、(2)の規定を準用します。

4. 年金の額

- (1) 初年度年金額は、次の(イ)と(ロ)の合計額とします。
 - (イ) 年金支払開始日において、被共済者の性別、年金支払開始年令および共済掛金積立金の額に基づき、第21の年金特別支払条件特約、第23の年金額定額支払特約または第24の確定年金特約が付されていないものとして算出される基本年金額
 - (ロ) 第18の(4)の規定により増額された年金があるときは、その金額
- (2) 第2回以後の年金支払日に支払う年金の額は、次の(イ)と(ロ)の合計額とします。
 - (イ) 初年度年金額に、年金支払開始日からの経過年数1年につき初年度年金額の100分の5に相当する金額を加算して得た金額
 - (ロ) 第18の(5)および(6)の規定により年金支払開始日まで据え置かれた割戻金（第18の(2)の利息を含みます。）があるときは、その金額

5. 年金原資の一時払

- 初年度年金額が3万円に満たないときは、共水連は年金の支払を行わないものとし、次の(イ)と(ロ)の合計額を一時に年金受取人に支払います。
- (イ) 年金支払開始日における共済掛金積立金の額
 - (ロ) 第18の(5)および(6)の規定により年金支払開始日まで据え置かれた割戻金（第18の(2)の利息を含みます。）があるときは、その金額

6. 年金の分割払

- (1) 共水連は、年金の額が共水連が定める金額以上である場合において、年金受取人から申出があったときは、年金支払日および半年後のその日の応当日の2回または年金支払日およびその日の属する共済年度中に到来する3月ごとのその日の応当日の4回に分割して支払います。
- (2) 共水連は、(1)の規定により分割して支払われる第2回以後の部分を支払う場合には、共水連が定める利率で算出した利息を加えて支払います。

7. 年金の前払

- (1) 共水連は、年金受取人から請求があったときは、年金支払日の到来していない年金

支払保証期間中の年金の全部を一括して前払いします。

- (2) 共水連は、前払する場合には、共水連が定める利率で割り引いて得た額を支払います。
- (3) 共水連は、前払した場合において、年金支払保証期間の経過後に被共済者が生存しているときは、年金の支払を継続します。

第5 死亡給付金の支払

1. 死亡給付金の支払

- (1) 共水連は、被共済者が年金支払開始日前に死亡したときは、死亡給付金を死亡給付金受取人（指定がない場合には、第4の3の(2)の規定を準用して定まる者）に支払います。
- (2) 死亡給付金受取人が被共済者を故意に死亡させた場合には、死亡給付金受取人の資格を失います。この場合においては、第4の3の(2)の規定を準用して定まる者に死亡給付金を支払います。

2. 死亡給付金の額

- (1) 死亡給付金の額は、共済掛金積立金に相当する額に年払または月払による共済掛金（死亡の日前1年間に1共済年度に払い込むべき共済掛金の額が増額されていたときは、その増額がなされる前の1共済年度に払い込むべき共済掛金）の額の半年分に相当する額を加算して得た額とします。
- (2) 次に掲げる場合における死亡給付金の額は、(1)の規定にかかわらず、共済掛金積立金に相当する額とします。
 - (イ) 被共済者が単位共済の成立の日または共済掛金の払込再開の日から1年以内に死亡したとき。
 - (ロ) 被共済者が共済掛金の年払または月払による払込みが休止されている間に死亡したとき。
 - (ハ) 被共済者が共済掛金の払込期間の終了後年金支払開始日の到来前に死亡したとき。

第6 共済掛金の払込免除

1. 共済掛金の払込免除

- (1) 共水連は、被共済者が共済掛金の払込期間（共済掛金の年払または月払による払込みが休止されている間を除きます。）中の不慮の事故を直接の原因として、その事故のあった日から200日以内に別表3に掲げる後遺障害の状態になった場合であって、次の(イ)または(ロ)のいずれかに該当するときは、その(イ)または(ロ)に該当するに至った日以後に払込期日が到来する年払または月払による共済掛金の払込みを免除します。
 - (イ) 別表3の第1級から第5級までに掲げる後遺障害の状態に該当したとき。

- (ロ) 別表3の第6級から第10級までに掲げる後遺障害の状態に2回以上該当したことにより別表3の支払率が通算して60%以上になったとき。
- (2) 同一の不慮の事故により別表3に掲げる後遺障害の状態の2以上に該当したときの支払率は、次のとおりとします。
 - (イ) それらの後遺障害の状態が身体の同一部位（別表3の備考15に規定する同一部位をいいます。以下同様とします。）に生じたものであるときは、それらのうち最も上位の等級の後遺障害の状態に対応する支払率とします。
 - (ロ) それらの後遺障害の状態が身体の他部位に生じたものであるときは、それらのうち最も上位の等級の1段階上位の等級の後遺障害の状態に対応する支払率とします。
- (3) 既に不慮の事故による後遺障害の状態にある被共済者の身体の同一部位に後遺障害が加重して生じたときの支払率は、新たな後遺障害の状態に対応する支払率から既に生じていたその後遺障害の状態に対応する支払率を差し引いて得た支払率とします。
- (4) (1)の規定により年払または月払による共済掛金の払込みが免除された場合には、その払込み免除に係る単位共済については、その払込み免除後においても引き続き払込期日に共済掛金の払込みがあったものとみなします。

2. 共済掛金の払込みを免除しない場合

次に掲げる場合には、共水連は共済掛金の払込みを免除しません。

- (イ) 被共済者が次に掲げる原因により別表3に掲げる後遺障害の状態に該当したとき。
 - ① 被共済者の故意または重大な過失
 - ② 被共済者の犯罪行為（無免許運転を含みます。）
 - ③ 被共済者の精神障害または酒に酔っていた状態（飲酒運転を含みます。）
- (ロ) 共済掛金の払込猶予期間中に共済掛金の払込免除事由に該当した場合で、その猶予期間が満了する日までにその払込猶予に係る共済掛金が払い込まれないとき。
- (ハ) 事故のあった日から共済掛金の払込免除事由に該当するまでの間に、年払または月払による共済掛金の払込みが休止された期間があるとき。

3. 共済金額の削減

共水連は、戦争その他の変乱または自然災害によって、被共済者に別表3の第1級から第10級までに掲げる後遺障害の状態が異常に発生した場合であって、年払または月払による共済掛金の払込みを免除したときにその異常な発生が共済掛金の計算の基礎に重大な影響を及ぼすため、必要があるときは、総会または総代会の議決を経て、その払込みを免除する単位共済の共済金額を削減することができます。

第7 年金または死亡給付金の請求

1. 年金または死亡給付金の請求

- (1) 年金受取人または死亡給付金受取人は、年金の支払事由が発生したときまたは年金の前払を希望するときもしくは死亡給付金の支払事由が発生したことを知ったときは、

別表1に掲げる書類を共水連に提出して、その支払を請求してください。

- (2) 年金受取人が別表3の第1級の後遺障害の状態に該当し、年金受取人が年金を支払請求できない特別な事情がある場合には、年金受取人が別表3の第1級の後遺障害の状態に該当した時において生存している者のうち、第4の3の(2)の(イ)から(イ)までに掲げる者は、別表1に掲げる書類に共水連に提出して、年金受取人の代理人としてその年金の支払いを請求することができます。この場合において、年金受取人となるべき者が2人以上あるときは、それぞれの年金受取人の受け取るべき年金の額は均等とします。

2. 年金受取人の変更請求

年金受取人が死亡した場合で、年金支払保証期間が残存しているときまたは年金受取人の死亡の時までの年金に未払分があるときは、年金継続受取人は、別表1に掲げる書類を共水連に提出して年金支払証書に年金受取人変更の裏書を請求してください。

3. 共済掛金の払込免除または後遺障害の認定の請求

- (1) 被共済者は、共済掛金の払込期間中に共済掛金の払込免除事由に該当したときまたは別表3の第6級から第10級までに掲げる後遺障害の状態に該当したときは、別表1に掲げる書類を共水連に提出して、共済掛金の払込免除の請求または後遺障害の認定の請求をしてください。
- (2) 共水連は、(1)の請求を受けた場合に、必要と認めたときは、被共済者について共水連が指定する医師または歯科医師の診断を求めることがあります。
- (3) 第6の2の規定は、後遺障害の認定の場合に準用され、この場合には、共水連は後遺障害の認定をしません。

第8 年金または死亡給付金の支払時期および支払方法

1. 年金または死亡給付金の支払時期

- (1) 共水連は、年金または死亡給付金の請求があった場合には、共水連にその書類(必要事項が完備されているものに限ります。以下第8において同様とします。)が到着した日の翌日から5日以内に、年金または死亡給付金を支払います。ただし、次に掲げる日は、5日には含みません。
- (イ) 日曜日および土曜日
- (ロ) 国民の祝日にに関する法律に規定する休日
- (ハ) 12月29日から翌月3日までの日
- (2) 共水連は、(1)にかかわらず、共済契約の締結時から年金または死亡給付金の請求時までに共水連に提出された書類だけでは年金または死亡給付金を支払うために必要な確認ができない場合は、共水連にその書類が到着した日の翌日から30日以内に、共水連が年金または死亡給付金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、年金または死亡給付金を支払います。

確認が必要な場合	確認事項
(イ) 年金または死亡給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	年金または死亡給付金が支払われる事由に該当する事実の有無
(ロ) 年金または死亡給付金が支払われない事由の有無の確認が必要な場合	年金または死亡給付金が支払われない事由に該当する事実の有無
(ハ) 共済契約の効力の有無の確認が必要な場合	共済契約および単位共済の取消し、解除または消滅の事由に該当する事実の有無

(3) (2)の事項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)および(2)の規定にかかわらず、共水連にその書類が到着した日の翌日から次のいずれかの日数（特別な照会または調査が複数に該当する場合には、そのうち最長の日数とします。）が経過する日までに年金または死亡給付金を支払います。この場合において、共水連は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を年金受取人（年金継続受取人を含みます。以下第8において同様とします。）または死亡給付金受取人に対して通知します。

特別な照会または調査の内容	日数
(イ) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合	180日
(ロ) 弁護士法に基づく照会が必要な場合	180日
(ハ) 災害救助法が適用された災害の被災地域において、(2)の確認を行う場合	60日
(ニ) 医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会を行う必要がある場合	90日
(ホ) (2)の確認を日本国内で行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査を行う必要がある場合	180日

(4) 共水連が(2)または(3)の必要な事項の確認に際し、次のいずれかに該当した場合には、これにより確認が遅延した期間について、(2)または(3)の日数に含みません。

(イ) 共済契約者、被共済者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人が正当な理由なくこの確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合

(ロ) 共水連が被共済者の診断を求めた場合に、被共済者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人が正当な理由なくその診断を拒み、または妨げた場合

2. 年金または死亡給付金の支払方法

年金または死亡給付金は、共水連の定める方法により支払います。

3. 年金支払証書の発行

共水連は、第1回の年金を支払う場合には、同時に、年金支払証書を被共済者に交付します。

4. 時効

- (1) 年金または死亡給付金を請求する権利は、行使することができるときから3年間行われなかつた場合には、時効によって消滅します。
- (2) (1)の規定は、共済掛金の払込免除の請求および後遺障害の認定の請求について準用します。

第9 年金受取人等の代表者

- (1) 年金受取人または死亡給付金受取人が2人以上ある場合には、代表者1人を定めてください。この場合には、その代表者は、他の年金受取人または死亡給付金受取人を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらないかまたはその代表者が不明であるときは、単位共済についてこの共水連が年金受取人または死亡給付金受取人の1人に対しても効力を有するものとします。

第10 共済契約関係者の異動

1. 単位共済についての権利義務の承継

被共済者は、年金支払開始日に、その単位共済について共済契約者が有するすべての権利義務を承継します。

2. 単位共済の移転

- (1) 被共済者が、共水連と共済契約者との協議により定められた被共済者たるべき者の資格を失った場合において、その被共済者が共水連と共済契約を締結している他の共済契約者に係る共済契約の被共済者となることにつき、その共済契約者の承諾を得たとき、共水連はその被共済者に係る単位共済をその共済契約者に係る共済契約の単位共済として移転することを承諾することができます。
- (2) 共水連は、(1)の規定により単位共済の移転を承諾しようとする場合において、必要があるときは、その単位共済の内容を変更します。

3. 年金継続受取人または死亡給付金受取人の変更

- (1) 被共済者は、共済契約者を通じて、年金継続受取人または死亡給付金受取人を指定し、または変更することができます。この場合には、共水連所定の書面により共水連に通知し、その通知を発したときにさかのぼって効力を生じます。ただし、遺言による死亡給付金受取人の変更はできません。
- (2) 共水連は、(1)の通知を受けた場合には、被共済者証にその旨の裏書をします。

第11 告知および告知義務違反による解除

1. 告知義務

被共済者は、単位共済の申込みの際に、共水連が単位共済申込書において質問した事項について、その申込書により事実を告知しなければなりません。

2. 告知義務違反による単位共済の解除

- (1) 被共済者が故意または重大な過失により、1の告知の際に事実を告げず、または事実でないことを告げた場合には、将来に向かって、その単位共済を解除することができます。ただし、共水連がその単位共済の申込みの時において、解除の原因となる事実を知っていたとき、もしくはそのことが事実でないことを知っていたときまたは過失のため知らなかつたときは、この限りでありません。
- (2) 共水連は、被共済者が死亡した後において(1)の規定による解除がなされた場合には、死亡給付金を支払わないものとし、もし既に死亡給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) 共水連は、(1)の規定による解除が第6の1の規定による共済掛金の払込免除をした後においてなされた場合は、その免除した共済掛金の払込みを請求します。
- (4) (1)の規定による解除権は、次の場合には、消滅します。
 - (イ) 共水連が解除の原因を知った時から1か月間これを行わなかつたとき。
 - (ロ) 単位共済についてその成立の日もしくは共済掛金の払込再開の日から2年以上共済掛金の払込みが継続されたとき。
 - (ハ) 単位共済の成立の日から5年を経過したとき。

第12 単位共済の取消し、解約および消滅

1. 単位共済の取消し

- (1) 単位共済の申込みの時において、被共済者たるべき者が第1の3に定める被共済者たるべき者の範囲外の者である場合には、共水連は、この単位共済を取り消すことができるものとします。ただし、共水連がその事実を知った時にその被共済者たるべき者が第1の3に定める被共済者たるべき者の範囲内の者になつてゐた場合には、この限りではありません。
- (2) 共済契約者、被共済者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人の詐欺または強迫によつては単位共済を締結した場合には、その単位共済を取り消します。この場合には、既に払い込まれた共済掛金は払い戻しません。
- (3) 共水連は、(1)または(2)の規定により単位共済を取り消すときは、共済契約者に対する書面による通知によって、これを行ひます。

2. 単位共済の解約

被共済者は、年金支払開始日前に限り、共済契約者を通じて、共水連に単位共済解約の申込書を提出して、将来に向かって、単位共済を解約することができます。

3. 単位共済の消滅

単位共済が次に掲げる場合に該当したときは、その単位共済は消滅します。

- (イ) 被共済者が年金支払開始日前または年金支払保証期間経過後に死亡したとき。
- (ロ) 初年度年金額が3万円に満たないために年金の支払を行わず、年金原資を一時金として年金受取人に支払ったとき。
- (ハ) 被共済者が年金支払保証期間内に死亡した場合で、年金継続受取人に対し、その年金支払保証期間に係る年金の支払を完了したとき。
- (ニ) 年金の前払を行った単位共済の被共済者が年金支払保証期間中に死亡したとき。
- (ホ) 被共済者が年金支払保証期間中に死亡した場合で、年金継続受取人に対し、年金を前払したとき。
- (ヘ) 被共済者に対する貸付金の元利金が、単位共済が解約されたものとした場合の解約返戻金に相当する金額を超えるに至ったとき。

4. 共済契約の消滅

共済契約に係る単位共済の全部が解約され、解除され、または消滅した場合であって、その解約の日、解除の日または消滅の日以後1年の間に新たな単位共済が成立しなかつたときは、共済契約は、消滅します。

第13 単位共済の解除

1. 被共済者たるべき資格の喪失による単位共済の解除

共水連は、被共済者が年金支払開始日前に共水連と共済契約者との協議により定まる被共済者たるべき者の範囲外の者となった場合には、他の共済契約者の単位共済として移転した場合を除き解除します。

2. 共済掛金の払込再開を行わないことによる単位共済の解除

共水連は、共済掛金の払込みが休止された単位共済につき、休止された日から5年間の払込再開申込期間の終了前に、共済契約者および被共済者に対し、書面によりその払込再開申込期間が終了する旨の通知を行い、なお払込再開の申込みがないままその払込再開申込期間を経過した場合は、その単位共済を解除します。

3. 重大事由による単位共済の解除

- (1) 共水連は、次のいずれかに該当した場合には、将来に向かって、その単位共済を解除することができます。
 - (イ) 共済契約者または死亡給付金受取人が、共水連に死亡給付金を支払わせることを

- 目的として故意に被共済者を死亡させ、または死亡させようとしたとき。
- (ロ) 年金受取人または死亡給付金受取人が、この単位共済に基づく年金または死亡給付金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたとき。
- (ハ) 被共済者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人が、次のいずれかに該当したとき。
- ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、**(イ)**において「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 共済契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (乙) 共済契約者、被共済者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人が、共水連に対する信頼を損ない、この単位共済の継続を困難とする重大な事由を生じさせたとき。
- （注）「継続を困難とする重大な事由」には、共済契約者、被共済者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人が他の共済者または保険者との間で締結した共済契約または保険契約が重大事由により解除されることなどがあげられます。
- (2) 共水連は、(1)により単位共済を解除した場合において、(1)の(イ)から(ニ)までに掲げる事由が生じたときから解除されたときまでに発生した事由による年金または死亡給付金は支払いません。この場合において、すでに年金または死亡給付金を支払っていたときは、その年金または死亡給付金の返還を請求することができます。

第14　返戻金の支払

- (1) 共水連は、単位共済が解約された場合には、解約返戻金を被共済者に支払います。
- (2) 共水連は、単位共済が告知義務違反により解除された場合または重大事由により解除された場合には、(1)の解約返戻金に相当する金額を被共済者に支払います。ただし、第4から第6の規定によりすでに年金が支払われている年金受取人が第13の3の(1)により単位共済を解除された場合には、解除されたときの共済掛金積立金に相当する金額を年金受取人に支払います。
- (3) 共水連は、被共済者たるべき資格を喪失したことまたは共済掛金の払込再開を行わないことにより単位共済が解除された場合には、共済掛金積立金に相当する金額を被共済者に支払います。
- (4) (1)から(3)までの返戻金の支払いは、第8の1の(2)から(4)までの規定、第8の2の規定、および第8の4の(1)の規定を準用します。

第15 共済契約の内容の変更

1. 年金支払開始年令、共済掛金払込方法等の変更

- (1) 被共済者は、共済契約者を通じて共水連に申し出をし、共水連の承諾を得たときは、将来に向かって、年金支払開始年令および共済掛金払込終了年令を変更することができます。
- (2) 被共済者は、年金支払開始年令を65才とする単位共済につき、共済契約者を通じて共水連に申し出をし、共水連がやむを得ないと認めたときは、年金支払開始年令を61才、62才、63才または64才に繰り上げることができます。
- (3) 被共済者は、共済契約者を通じて共水連に申し出をし、共水連の承諾を得たときは、その申し出した日以後新たに到来する共済年度から将来に向かって、共済掛金の払込方法を変更し、または1回に払い込むべき共済掛金を増額し、もしくは減額することができます。
- (4) (1)から(3)までの規定により、共水連が単位共済の内容を変更を承認したときは、被共済者に対してその旨を通知します。

2. 共済掛金の臨時払

- (1) 被共済者が、共済契約者を通じて共水連に申し出をし、共水連の承諾を得たときは、年払または月払による共済掛金の払込みの他に臨時に共済掛金を払い込むことができます。
- (2) (1)の共済掛金の臨時払は、単位共済の成立の日の月の応当日において行うものとし、その払込額は、原則として、5万円以上で1万円の倍数でなければなりません。

3. 年令または性別の誤りによる共済金額等の更正

共水連は、単位共済申込書に記載された被共済者の年令または性別に誤りがあった場合において、被共済者の真正な年令または性別に基づいて共済金額または共済掛金積立金の額を変更する必要があるときは、これを変更します。

第16 被共済者に対する貸付け

- (1) 被共済者は、年金支払開始日前に限り、共水連に被共済者証を提出して資金の借り入れを申し出た場合には、その申出の時にその単位共済が解約されたものとした場合における解約返戻金の額の100分の80に相当する金額（その申出の時にこの(1)の規定による貸付金があるときは、その貸付金の元利金を差し引いた残額）の範囲内で貸付けを受けることができます。
- (2) (1)の貸付けの利率は、共水連が定める利率とし、利息の計算は、その貸付けをした日から貸付金を返済する日の前日までの経過月数（1月に満たない端数は、1月とします。）に応じて行います。
- (3) 共水連は、死亡給付金を支払い、返戻金等を返戻し、または共済掛金を払い戻す場

合において、(1)の規定による貸付金があるときは、その支払い、返戻し、または払い戻すべき金額からその貸付金の元利金を差し引いて、支払い、返戻し、または払い戻します。

(4) 共水連は、年金支払開始日が到来した場合において、(1)の規定による貸付金があるときは、共済掛金積立金からその貸付金の元利金を差し引きます。

第17 共済契約者または被共済者の通知義務

- (1) 共済契約者または被共済者（被共済者が年金支払保証期間中に死亡した場合は、年金継続受取人。）が住所または通知先を変更したときは、直ちに共水連に通知してください。
- (2) 共済契約者または被共済者が(1)の通知をしなかったときには、共水連が知った最後の住所または通知先に発した通知は、共済契約者または被共済者に到達したものとみなします。

第18 割戻金の割戻し

- (1) 共水連は、事業年度末の収支決算において剩余が生じた場合には、総会または総代会の議決を経て、共水連の定める取扱いにより、これを単位共済に対する割戻金として被共済者（被共済者が死亡したことにより死亡給付金を支払い、または年金支払保証期間中の年金を年金継続受取人に支払う場合にあっては、死亡給付金受取人または年金継続受取人）に割り戻します。
- (2) 共水連は、年金支払開始日前に割り戻される割戻金を年金支払開始日まで共水連が別に定める利率で計算した利息を付して据え置くものとします。
- (3) 共水連は、年金支払開始日前に単位共済が解約され、解除され、または消滅した場合には、(2)の規定にかかわらず、その解約、解除または消滅の日まで据え置かれた割戻金（割戻金に付された利息を含みます。（4）において同じ。）を被共済者（死亡給付金を支払う場合にあっては、死亡給付金受取人）に支払います。
- (4) 共水連は、(2)の規定により据え置かれた割戻金（年金支払開始日に割り戻される割戻金があるときは、その割戻金を含みます。）を年金支払開始日において年金額の増額のための一時払の共済掛金に充てます。
- (5) 共水連は、年金支払開始日後に支払う割戻金を年金額の増額のための一時払の共済掛金に充てます。
- (6) 共水連は、被共済者に年金の前払を行った年金支払保証期間中の割戻金については、(5)の規定にかかわらず、年金支払保証期間終了後最初に到来する年金支払日まで据え置き、その年金支払日において年金額の増額のための一時払の共済掛金に充てます。この場合において、その据置期間中に被共済者が死亡したときは、その死亡の日まで据え置かれた割戻金（割戻金に付された利息を含みます。）を年金継続受取人に支払

います。

- (7) 共水連は、年金継続受取人に年金の支払が行われている単位共済に係る割戻金については、(5)の規定にかかわらず、年金支払日にその年金継続受取人に割り戻します。

第19 その他の事項

1. 算出基礎の変更

- (1) 共水連は、特に必要と認めた場合には、農林水産大臣の認可を受けて、予定死亡率、予定共済掛金免除事故率、予定利率および予定事業費率(以下「算出基礎」といいます。)を変更することができます。なお、算出基礎を変更する場合には、その旨を、共済契約者に通知するとともに、共済契約者を通じて被共済者に通知します。
- (2) (1)の規定による変更は、現に存する共済契約に係る単位共済についても、その変更後に到来する単位共済の成立の日の年の応当日から将来に向かって新たな算出基礎を適用します。ただし、既に年金の支払を開始している単位共済についてはこれを適用しません。

2. 共済規程の変更

- (1) 共水連は、法令の改正、社会経済情勢の変化その他の事情により、共済契約の締結後、この共済規程を変更する必要が生じた場合には、農林水産大臣の認可を受けて、民法第548条の4第1項の規定に基づき、共済規程を変更することができます。
- (2) 共済規程の変更には、共水連が年金等を支払う場合または支払わない場合を定めた規定、共済契約者、被共済者または年金受取人(年金継続受取人を含む。)もしくは死亡給付金受取人の義務を定めた規定、共水連がこの共済契約または単位共済を解除する場合を定めた規定等の変更を含みます。

第20 共済掛金の口座振替に関する特則

1. 口座振替の依頼

- (1) 共水連は、単位共済の申込みの際または共済掛金の払込期間中において、被共済者たるべき者または被共済者から共済契約者を通じて申出があったときは、第2回以後の共済掛金を口座振替により払い込むことを認めることがあります。この場合には、次に掲げる条件を満たしていなければなりません。
- (イ) 被共済者たるべき者または被共済者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、共水連の指定する金融機関等に設置してあること。
- (ロ) 被共済者たるべき者または被共済者が共水連の指定する金融機関等に対し、指定口座から共水連の指定する口座へ共済掛金の口座振替を委任していること。
- (2) (1)の規定により同一の指定口座から2以上の単位共済の共済掛金相当額を振り替える場合には、被共済者たるべき者または被共済者は共水連に対し、その振替順序を指定できないものとします。

2. 口座振替による共済掛金の払込み

- (1) 1の規定による共済掛金は、払込期日の属する月の翌月の共水連が別に定める日（以下「口座振替日」といいます。）に指定口座から共済掛金相当額を共水連の指定する口座に振り替えることによって、共水連に払い込まれるものとします。この場合、払込期日に共済掛金の払込みがあったものとみなします。
- (2) 口座振替日に共済掛金の口座振替が不能となった場合には、次のとおり取り扱うものとします。
- (イ) 年払の単位共済については、口座振替日の翌月の応当日（以下「再振替日」といいます。）に当該不能となった共済掛金の口座振替を行います。
- (ロ) 月払の単位共済については、再振替日に当該不能となった共済掛金の口座振替を行い、また同時にその翌月分の共済掛金について口座振替を行います。
- (3) この特則を適用する単位共済で、再振替日が払込猶予期間の満了日の翌日以後となった単位共済について(2)の規定により共済掛金の口座振替が行われた場合には、口座振替された共済掛金は、払込猶予期間中に払い込まれるものとみなします。
- (4) 再振替日に共済掛金の口座振替が不能になった場合には、共済契約者は、その未払込共済掛金を、払込猶予期間の満了の日までに共水連の事務所または共水連の指定する場所において払い込むものとします。

3. 指定口座の変更

被共済者は、共済契約者を通じて、共水連に指定口座の変更をする旨の申し出をして、共水連の承諾を得たときは、指定口座を変更することができます。

4. 口座振替日の変更および口座振替の解除

- (1) 被共済者は、共済契約者を通じて、共水連にこの特則を解除する申込書を提出して、いつでも、将来に向かって、この特則を解除することができます。
- (2) 共水連は、共水連もしくは共水連の指定する金融機関等の事情により、口座振替日を変更し、またはこの特則を解除することができます。この場合には、共水連は共済契約者および被共済者にその旨を通知するものとします。
- (3) 共水連は、次に掲げる場合には、将来に向かって、この特則を解除するものとします。
 - (イ) 共済掛金の払込みが休止されたとき。
 - (ロ) 共済掛金が前払いされたとき。
 - (ハ) 共済掛金の払込みを要しなくなったとき。
 - (ニ) 1に定める条件を満たさなくなったとき。
 - (ホ) 天災地変その他やむを得ない理由によって共済掛金の払込みが一時困難であると認められたとき。

5. 規定の適用除外

1の規定による共済掛金の払込みについては、第3の1の規定は適用しません。

第21 年金特別支払条件特約

(趣 旨)

この特約は、年金支払開始日に年金の支払方法を変更して、60歳から64歳までの5年間の年金を特に多く支払うためのものです。

1. 年金特別支払条件特約の締結

- (1)および(2)に該当する単位共済の被共済者は、共済契約者を通じて、共水連に申し出をし、共水連の承諾を得たときは、年金支払開始日にこの特約を付することができます。ただし、この特約を付する場合には、第20の年金額定額支払特約および第21の確定年金特約を同時に付することはできません。

- (1) 年金支払開始年令を60才とする単位共済であること。
- (2) 3の(1)の規定により算出された初年度年金額が10万円以上となる単位共済であること。

2. 年金額の制限

- (1) 3の(1)の(イ)の規定より算出された基本年金額（以下「特別年金額」といいます。）の最高限度は、600万円とします。
- (2) 共済連は、特別年金額が1の最高限度を超える場合には、その超えた額に相当する共済掛金積立金の額を返戻します。

3. 年金の額

この特約を付加した単位共済の年金額は、第4の4の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 初年度年金額は、次の(イ)と(ロ)の合計額となります。
 - (イ) 年金支払開始日において、被共済者の性別および共済掛金積立金の額に基づき、この特約を付したものとして算出される基本年金額
 - (ロ) 年金支払開始日まで据え置かれた割戻金で増額された年金があるときは、その金額
- (2) 第2回年金支払日から第5回年金支払日までの年金支払日に支払われる年金の額は、次の(イ)と(ロ)の合計額となります。
 - (イ) (1)の初年度年金額に、年金支払開始日からの経過年数1年につき(1)の初年度年金額の100分の5に相当する金額を加算して得た金額
 - (ロ) 年金支払開始日後に割り戻された割戻金で増額された年金があるときは、その金額
- (3) 第6回年金支払日に支払われる年金の額は、次の(イ)と(ロ)の合計額となります。
 - (イ) (1)の初年度年金額の300分の125に相当する金額
 - (ロ) 年金支払開始日後に割り戻された割戻金で増額された年金があるときは、その金額
- (4) 第7回以後の年金支払日に支払う年金の額は、次の(イ)と(ロ)の合計額となります。
 - (イ) (1)の初年度年金額の300分の125に相当する金額に、第6回年金支払日からの経過年数1年につき(1)の初年度年金額の300分の5に相当する金額を加算して得た金額
 - (ロ) 年金支払開始日後に割り戻された割戻金で増額された年金があるときは、その金額

4. 読替規定

この特約を付した単位共済については、第6の3および第15の3の規定中の共済金額を特別年金額と読み替えて適用するものとします。

第22 共済掛金一時払特約

(趣 旨)

この特約は、共済掛金を一時に払い込み、60歳または加入の翌年から年金を受取ることができるようにするためのものです。

1. 共済掛金一時払特約の締結

この特約は、単位共済の申込みの際に共済契約者から申出があったときに限り、単位共済に付することができます。

2. 被共済者の範囲

この特約を付加した単位共済の被共済者たるべき者の加入年令は、第1の3の(3)の規定にかかわらず55才から69才までとします。

3. 年金支払開始年令および年金支払保証期間

この特約を付加した単位共済の年金支払開始年令および年金支払保証期間は、第1の3の(3)および第4の2の(2)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる被共済者の加入年令の区分に応じ、それぞれ同表の中欄および右欄に掲げるとおりとします。

加入年令	年金支払開始年令	年金支払保証期間
55才から59才まで	60才	15年
60才から64才まで	(加入年令+1)才	(74才-加入年令)年
65才から69才まで	(加入年令+1)才	10年

4. 共済掛金の払込み

この特約を付した単位共済の共済掛金は、第3の1の(2)から(4)までの規定にかかわらず、金額を一時に払い込むものとします。

5. 死亡給付金の額

この特約を付加した単位共済の被共済者が年金支払開始日前に死亡したときに支払う死亡給付金の額は、第5の2の(1)の規定にかかわらず、共済掛金積立金に相当する額とします。

6. 規定の適用除外

この特約を付した単位共済には、第3(1の1)を除きます。), 第6, 第13の2および第15(3を除きます。)の規定は適用しません。

第23 年金額定額支払特約

(趣 旨)

この特約は、年金の支払方法を変更して、毎年受け取る年金額を一定の額で支払うためのものです。

1. 年金額定額支払特約の締結

第4の4の(1)の規定により算出された初年度年金額が3万円以上となる単位共済の被共済者は、共済契約者を通じて共水連に申し出をし、共水連の承諾を得たときは、年金支払開始日にこの特約を付することができます。ただし、この特約を付する場合には、第21の年金特別支払条件特約および第24の確定年金特約を同時に付することはできません。

2. 年金額の制限

- (1) 3の(1)の(イ)の規定により算出された基本年金額（以下「定額年金額」といいます。）の最高限度は、600万円とします。
- (2) 共水連は、定額年金額が(1)の最高限度を超える場合には、その超えた額に相当する共済掛金積立金の額を返戻します。

3. 年金の額

この特約を付した場合の年金額は、第4の4の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) この特約を付した単位共済の初年度年金額は、次の(イ)と(ロ)の合計額となります。
 - (イ) 年金支払開始日において、被共済者の性別、年金支払開始年令および共済掛金積立金の額に基づき、この特約を付したものとして算出される基本年金額
 - (ロ) 年金支払開始日まで据え置かれた割戻金で増額された年金があるときは、その金額
- (2) この特約を付加した単位共済の第2回以後の年金支払日に支払う年金の額は、次の(イ)と(ロ)の合計額となります。
 - (イ) (1)の初年度年金額
 - (ロ) 年金支払開始日後に割り戻された割戻金で増額された年金があるときは、その金額

4. 読替規定

この特約を付加した単位共済については、第6の3および第15の3の規定中の「共済金額」を「定額年金額」と読み替えて適用します。

第24 確定年金特約

(趣 旨)

この特約は、年金の支払方法を変更して、所定の期間中に限って年金を支払うためのものです。

1. 確定年金特約の締結

第4の4の(1)の規定により算出された初年度年金額が3万円以上となる単位共済の被共済者は、共済契約者を通じて共水連に申し出をし、共水連の承諾を得たときは、年金支払開始日においてこの特約を付することができます。ただし、この特約を付する場合には、第21の年金特別支払条件特約および第23の年金額定額支払特約を同時に付することはできません。

2. 年金額の制限

- (1) 5の(1)の(イ)の規定により算出された基本年金額（以下「確定年金額」といいます。）の最高限度は、600万円とします。
- (2) 共水連は、確定年金額が(1)の最高限度を超える場合には、その超えた額に相当する共済掛金積立金の額を返戻します。

3. 共済期間

この特約を付した単位共済の共済期間は、4の(2)の確定年金支払期間を経過した後の最初に到来する単位共済の成立の日の年の応当日の前日までとします。

4. 年金の支払

- (1) この特約を付した場合については、第4の規定にかかわらず、(2)に定める確定年金支払期間中(3)に定める年金支払日に(4)に定める年金受取人に年金を支払います。
- (2) 確定年金支払期間は、5回、10回または15回の確定年金を支払うまでの期間とし、被共済者は、この特約を付するときに、いずれかを選択しなければなりません。
- (3) 第1回の年金支払日は、年金支払開始日とし、第2回以後の年金支払日は、年金支払開始日の年の応当日とします。
- (4) 年金受取人は、被共済者が生存している場合には、被共済者とし、被共済者が死亡した場合で、確定年金支払期間が残存しているときは、年金継続受取人とします。
- (5) 第4の3の(2)から(4)まで、6、7の(1)および(2)ならびに第8の3の規定は、この特約を付した年金の支払について準用します。この場合において、第4の3の(2)、(4)および7の(1)の規定中の年金支払保証期間を確定年金支払期間と読み替えるものとします。

5. 年金の額

この特約を付した場合の年金額は、第4の4の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 初年度年金額は、次の(イ)と(ロ)の合計額となります。
 - (イ) 年金支払開始日において、共済掛金積立金の額および4の(2)の確定年金支払期間に基づき、この特約を付したものとして算出される基本年金額
 - (ロ) 年金支払開始日まで据え置かれた割戻金で増額された年金があるときは、その金額
- (2) 第2回以後の年金支払日に支払う年金の額は、次の(イ)と(ロ)の合計額となります。
 - (イ) (1)の初年度年金額
 - (ロ) 年金支払開始日後に割り戻された割戻金で増額された年金があるときは、その金額

6. 単位共済の消滅

この特約を付した単位共済については、第12の3の規定にかかわらず、4に規定する年金の支払（4の(5)の規定により準用する年金の分割払および年金の前払を含みます。）を完了した日に単位共済は消滅します。

7. 読替規定および適用除外

- (1) この特約を付した単位共済については、第6の3および第15の3の規定中の共済金額を確定年金額と読み替えます。
- (2) この特約を付した単位共済については、第7の2、第17の(1)、第18の(1)および第25の3の規定中の年金支払保証期間を確定年金支払期間と読み替えて適用するものとします。
- (3) この特約を付した単位共済については、第18の(6)の規定および第22の3の規定（年金支払保証期間に係るものに限ります。）は適用しません。

第25 個人年金保険料税制適格特約

（趣旨）

この特約は、共済掛金が所得税法に定める「新個人年金保険料」に該当して、所得控除の適用が受けられることを目的としたものです。

1. 個人年金保険料税制適格特約の締結

共済掛金の払込期間が10年以上ある単位共済の被共済者は、共済契約者を通じて共済掛金の払込期間中に申し出をし、共済の承諾を得たときは、この特約を単位共済に付することができます。

2. 共済掛金払込終了年令、年金支払開始年令の変更

共済は、この特約を付した単位共済については、第15の1の(1)または(2)の規定にかかわらず、共済掛金の払込期間が10年未満となることとなる共済掛金払込終了年令または年金支払開始年令の繰上げの変更は行いません。

3. 被共済者に対する貸付け

共水連は、この特約を付した単位共済につき年金支払開始日が到来した場合において、第13の(1)の規定による貸付金があるときは、第16の(4)の規定にかかわらず、年金支払保証期間中に支払うべき年金から共水連の定める方法によりその貸付金の元利金を差し引きます。ただし、その貸付金の元利金が共水連の定める金額を超える場合には、その単位共済は、年金支払開始日の前日に解約されたものとして取り扱います。

4. 年金の分割払

共水連は、この特約を付した単位共済につき、年金支払日において第16の(1)の規定による貸付金がある場合には、第4の6の(1)の規定は適用しません。

5. 確定年金特約の付加

- (1) この特約を付した単位共済の被共済者は、第4の4の(1)の規定により算出された初年度年金額が3万円未満となる場合であっても、共済契約者を通じて共水連に申し出をし、共水連の承諾を得たときは、年金支払開始日においてこの確定年金特約を付することができます。ただし、この確定年金特約を付する場合には、第21の年金特別支払条件特約および第23の年金額定額支払特約を同時に付することはできません。
- (2) この特約を付加した単位共済の被共済者は、確定年金特約を付した場合には、確定年金支払期間を5回の確定年金を支払うまでの期間とすることはできません。

6. 年金額定額支払特約の付加

この特約を付した単位共済の被共済者は、第4の4の(1)の規定により算出された初年度年金額が3万円未満となる場合であっても、共済契約者を通じて共水連に申し出をし、共水連の承諾を得たときは、年金支払開始日においてこの年金額定額支払特約を付することができます。ただし、この年金額定額支払特約を付する場合には、第21の年金特別支払条件特約および第24の確定年金特約を同時に付することはできません。

7. 個人年金保険料税制適格特約の解約

被共済者は、この特約のみを解約することはできません。

8. 個人年金保険料税制適格特約の消滅

この特約を付加した単位共済が解約され、または消滅したときは、この特約も消滅するものとします。

9. 規定の適用除外

この特約を付した単位共済には、第1の4の(3)および(4)、第4の5、第21の2、第23の2ならびに第24の2の規定は適用しません。

別表1 請求書類

(1) 年金等にかかる請求書類

請求の種類	必要書類
年金の支払請求	<p>1. 年金受取人による請求の場合</p> <p>(1) 年金支払請求書（年金開始時は被共済者報告書兼年金支払請求書）</p> <p>(2) 被共済者証（第2回以後の年金の支払請求のときは年金支払証書）</p> <p>(3) 年金受取人の戸籍抄本または住民票</p> <p>(4) 年金受取人の印鑑証明書</p> <p>2. 年金受取人の代理人による代理請求の場合</p> <p>(1) 年金支払請求書（年金開始時は被共済者報告書兼年金支払請求書）</p> <p>(2) 被共済者証（第2回以後の年金の支払請求のときは年金支払証書）</p> <p>(3) 年金受取人および代理人の戸籍謄本または住民票</p> <p>(4) 年金受取人および代理人の印鑑証明書</p>
年金の前払請求	<p>(1) 年金前払請求書（年金開始時は被共済者報告書兼年金支払請求書、死亡通知時は死亡通知書）</p> <p>(2) 年金支払証書</p> <p>(3) 年金受取人の印鑑証明書</p>
死亡給付金の支払請求	<p>(1) 死亡給付金支払請求書</p> <p>(2) 被共済者証</p> <p>(3) 被共済者および死亡給付金受取人の戸籍抄本（死亡給付金受取人が第4の3の(2)の規定を準用して定まる者であるときは、戸籍謄本）</p> <p>(4) 死亡診断書または死体検案書もしくは検視調書に記載した事項の証明書</p> <p>(5) 死亡給付金受取人の印鑑証明書</p>
年金受取人の変更請求	<p>(1) 年金受取人変更請求書（死亡通知書）</p> <p>(2) 年金支払証書</p> <p>(3) 年金受取人および年金継続受取人の戸籍抄本（年金継続受取人が第4の3の(2)の規定を準用して定まる者であるときは、戸籍謄本）</p> <p>(4) 年金継続受取人の印鑑証明書</p>
共済掛金の払込免除請求	<p>(1) 共済掛金払込免除請求書</p> <p>(2) 被共済者証</p> <p>(3) 被共済者の戸籍抄本</p> <p>(4) 医師または歯科医師の診断書</p>
後遺障害の認定請求	<p>(1) 後遺障害の認定請求書</p> <p>(2) 被共済者証</p> <p>(3) 被共済者の戸籍抄本</p> <p>(4) 医師または歯科医師の診断書</p>

(2) 請求書類にかかる注意事項

- (イ) 共水連は、これらの書類のほか特に必要と認める書類の提出を求めることができます。
- (ロ) 支払請求書、変更請求書および認定請求書以外の書類については、共水連が認めたときは、提出する必要はありません。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいい、その定義は(1)によるものとし、(2)に不慮の事故を例示します。また、(3)に掲げる事故については、急激かつ偶発的な外来の事故に該当するか否かにかかわらず、不慮の事故から除外します。

(1) 急激・偶発・外来の定義

急 激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます（慢性、反復性または持続性が認められるものは該当しません。）。
偶 発	事故の発生または事故による傷害の発生が被共済者にとって予見できないことをいいます（被共済者の故意に基づくものは該当しません。）。
外 来	事故および事故の原因が被共済者の身体の外部から作用することをいいます（疾病や疾病に起因する外因等身体の内部に原因があるものは該当しません。）。

(2) 不慮の事故の例

該当例	非該当例
<p>次のような事故は、(1)の定義にもとづく要件をすべて満たす場合、不慮の事故に該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故 ・不慮の転倒、転落 ・不慮の溺水 	<p>次のような事故は、(1)の定義にもとづく要件を満たさないため、不慮の事故に該当しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高山病、潜水病、乗り物酔いにおける原因 ・飢餓 ・処刑

(3) 除外する事故

項目	除外する事故
1 疾病の発症等における軽微な外因	疾病もしくは体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症し、またはその症状が増悪した場合における、その原因となった事故
2 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断もしくは治療を目的とした医療行為または医薬品等の使用もしくは処置における事故
3 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、えん下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入もしくはえん下による気道閉塞または窒息
4 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病または熱射病）の原因となったものをいいます。）
5 接触皮膚炎、食中毒等の原因となった事故	次の症状の原因となった事故 (1) 洗剤、油脂もしくはグリースまたは溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 (2) 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎等 (3) 細菌性もしくはウイルス性食中毒またはアレルギー性、食餌性もしくは中毒性の胃腸炎もしくは大腸炎

別表3 後遺障害等級表

等級	後遺障害の状態	支払率
第1級	1 両眼の視力が0.02以下になったもの 2 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 3 そしやくの機能を全く永久に失ったもの 4 言語の機能を全く永久に失ったもの 5 両上肢の用を全く永久に失ったもの 6 両手の手指の全部を失ったもの 7 両下肢を足関節以上で失ったもの 8 両下肢の用を全く永久に失ったもの 9 精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 10 神経系統の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 11 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	100%
第2級	1 両眼の視力が0.06以下になったもの 2 両耳の聴力を全く永久に失ったもの 3 そしやくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの 4 1上肢を手関節以上で失ったもの 5 両手の手指の全部の用を全く永久に失ったもの 6 1下肢を足関節以上で失ったもの 7 両足をリストラン関節以上で失ったもの 8 精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 9 神経系統の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 10 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	80%
第3級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 2 1上肢の用を全く永久に失ったもの 3 1下肢の用を全く永久に失ったもの 4 両足の足指の全部を失ったもの 5 精神に著しい障害を残し、労働能力が一般平均人以下に著しく低下しており、極めて単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの 6 神経系統の機能に著しい障害を残し、労働能力が一般平均人以下に著しく低下しており、極めて単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの 7 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、労働能力が一般平均人以下に著しく低下しており、極めて単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの	70%

等級	後遺障害の状態	支払率
第4級	1 両眼の視力が0.1以下になったもの 2 1眼の視力が0.02以下になったもの 3 両耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解することができないもの 4 そしゃくの機能に著しい障害を残すもの 5 言語の機能に著しい障害を残すもの 6 せき柱に著しい奇形を永久に残すもの 7 せき柱に著しい運動障害を永久に残すもの 8 1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 9 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含み4手指を失ったもの 10 1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	60%
第5級	1 両耳の聴力が40センチメートル以上では普通の話声を解することができないもの 2 1上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの 3 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったもの 4 1手の第1指（母指）を含み3手指以上を失ったもの 5 1手の第2指（示指）を含み3手指以上を失ったもの 6 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含み3手指の用を全く永久に失ったもの 7 1手の4手指以上の用を全く永久に失ったもの 8 1下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの 9 1足をリストラン関節以上で失ったもの 10 両足の足指の全部の用を全く永久に失ったもの 11 精神に障害を残し、労働能力が一般平均人以下に明らかに低下しており、単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの 12 神経系統の機能に障害を残し、労働能力が一般平均人以下に明らかに低下しており、単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの 13 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労働能力が一般平均人以下に明らかに低下しており、単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの 14 両側のこう丸を失ったもの 15 外ぼうに著しい醜状を残すもの	50%
第6級	1 せき柱に運動障害を残すもの 2 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 3 1上肢の3大関節中の3関節の機能に著しい障害を残すもの 4 1上肢に仮関節を残すもの	40%

等級	後遺障害の状態	支払率
第6級	<p>5 1手の第1指（母指）を含み2手指を失ったもの</p> <p>6 1手の第1指（母指）および第2指（示指）の用を全く永久に失ったもの</p> <p>7 1手の第1指（母指）を含み3手指の用を全く永久に失ったものの</p> <p>8 1手の第2指（示指）を含み3手指の用を全く永久に失ったものの</p> <p>9 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの</p> <p>10 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの</p> <p>11 1下肢の3大関節中の3関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>12 1下肢に仮関節を残すもの</p> <p>13 1足の足指の全部を失ったもの</p> <p>14 ひ臓を失ったもの</p> <p>15 1側のじん臓を失ったもの</p>	40%
第7級	<p>1 両眼の視力が0.6以下になったもの</p> <p>2 1眼の視力が0.06以下になったもの</p> <p>3 両眼に半盲症を残すもの</p> <p>4 両眼に視野狭さくを残すもの</p> <p>5 両眼に視野変状を残すもの</p> <p>6 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>7 1耳の聴力を全く永久に失ったもの</p> <p>8 両耳の聴力が1メートル以上では普通の話声を解することができないもの</p> <p>9 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上では普通の話声を解することが困難であるもの</p> <p>10 鼻を欠損したもの</p> <p>11 鼻の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>12 そしゃくおよび言語の機能に障害を残すもの</p> <p>13 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>14 1手の第1指（母指）を失ったもの</p> <p>15 1手の第2指（示指）を失ったもの</p> <p>16 1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの</p> <p>17 1手の第1指（母指）を含み2手指の用を全く永久に失ったものの</p> <p>18 1手の第2指（示指）を含み2手指の用を全く永久に失ったものの</p> <p>19 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>20 1足の第1指（母指）を含み2足指以上を失ったもの</p> <p>21 1足の足指の全部の用を全く永久に失ったもの</p>	30%

等級	後遺障害の状態	支払率
第7級	22 精神に障害を残し、一般的労働能力は残存しているが、つくことのできる職種の範囲が相当な程度に制限されるもの 23 神経系統の機能に障害を残し、一般的労働能力は残存しているが、つくことのできる職種の範囲が相当な程度に制限されるもの 24 胸腹部臓器の機能に障害を残し、一般的労働能力は残存しているが、つくことのできる職種の範囲が相当な程度に制限されるもの 25 外ぼうに相当程度の醜状を残すもの 26 生殖器に著しい障害を残すもの	30%
第8級	1 1眼の視力が0.1以下になったもの 2 1耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解することができないもの 3 両耳の聴力が1メートル以上では普通の話声を解することができ難であるもの 4 そしやくの機能に障害を残すもの 5 言語の機能に障害を残すもの 6 14歯以上に対し、歯科補てつを加えたもの 7 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 8 1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指を失ったもの 9 1手の第1指（母指）の用を全く永久に失ったもの 10 1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指の用を全く永久に失ったもの 11 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの 12 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 13 1足の第1指（母指）を失ったもの 14 1足の第1指（母指）を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの 15 1足の第1指（母指）以外の4足指を失ったもの	20%
第9級	1 両眼の眼球に著しい調節機能障害を残すもの 2 両眼の眼球に著しい運動障害を残すもの 3 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 4 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5 1耳の聴力が40センチメートル以上では普通の話声を解することができないもの 6 せき柱に奇形を残すもの 7 1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指を失ったもの 8 1手の第2指（示指）の用を全く永久に失ったもの 9 1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指の用を全く永久に失ったもの 10 1足の第1指（母指）を含み2足指以上の用を全く永久に失つ	10%

等級	後遺障害の状態	支払率
第9級	たもの 11 味覚を全く永久に失ったもの 12 局部にがんこな神経症状を残すもの 13 胸腹部臓器に障害を残すもの	10%
第10級	1 1手の第1指（母指）の指骨の一部を失ったもの 2 1手の第2指（示指）の指骨の一部を失ったもの 3 1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指の用を全く永久に失ったもの 4 1足の第2足指以下の1足指を失ったもの 5 1足の第1指（母指）の用を全く永久に失ったもの 6 1足の第1指（母指）以外の2足指の用を全く永久に失ったもの	5%

備考

1 眼の障害

- (1) 視力の測定は、1眼ずつきよう正した視力について、万国式試視力表により行います。
- (2) 「失明」とは、眼球を亡失（摘出）したもの、明暗を弁じ得ないものおよびようやく明暗を弁ずることができる程度のものをいいます。
- (3) 「眼の視野障害（半盲症、視野狭さく、視野変状）」とは、8方向の視野の角度の合計が正常視野の角度の合計の60%以下になった場合をいいます。
- (4) 「まぶたに著しい欠損を残すもの」とは、まぶたを閉じたときに角膜を完全に覆いえない程度のものをいいます。
- (5) 「まぶたの著しい運動障害」とは、まぶたを開けて瞳が見えないもの、まぶたを閉じて角膜が見える程度のものをいいます。
- (6) 「眼球の著しい運動障害」とは、眼球の注視野の広さが2分の1以下に減じたものをいいます。
- (7) 「眼球の著しい調節機能障害」とは、調節領（調節力）が通常の2分の1以下に減じたものをいいます。
- (8) 視野狭さくおよびまぶたの下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2 そしやく（嚥下を含みます。）・言語の障害

- (1) 「そしやくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外は摂取できないものをいいます。
- (2) 「そしやくの機能の著しい障害」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外は摂取できないものをいいます。
- (3) 「そしやくの機能の障害」とは、固形食を摂取するのに制限を受けるものをいいます。
- (4) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次のいずれかに該当するものをいい

ます。

ア 語音構成機能の障害により 4 種の語音（口唇音、歯舌音、口がい音およびこう頭音をいいます。）のうち、3 種以上の発音ができないもの

イ 声帯の全部の摘出により発音ができないもの

ウ 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が全くできないもの

(5) 「言語機能の著しい障害」とは、語音構成機能の障害により 4 種の語音のうち、2 種の発音ができないものをいいます。

(6) 「言語の機能の障害」とは、語音構成機能の障害により 4 種の語音のうち、1 種の発音ができないものをいいます。

3 歯牙の障害

「歯科補てつを加えたもの」とは、現実に喪失または著しく欠損した歯牙に対する補てつをいいます。

4 耳の障害

(1) 聴力の測定は、オーディオメーターにより測定します。

(2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、平均純音聴力損失値が 80dB 以上のものをいいます。

(3) 「聴力が耳かくに接しなければ大声を解することができないもの」とは、平均純音聴力損失値が 70dB 以上 80dB 未満のものをいいます。

(4) 「聴力が 40 センチメートル以上では普通の話声を解することができないもの」とは、平均純音聴力損失値が 60dB 以上 70dB 未満のものまたは平均純音聴力損失値が 40dB 以上であり、かつ、最高明瞭度が 50% 以下のものをいいます。

(5) 「聴力が 1 メートル以上では普通の話声を解することができないもの」とは、平均純音聴力損失値が 50dB 以上 60dB 未満のものまたは平均純音聴力損失値が 40dB 以上であり、かつ、最高明瞭度が 50% を超え 70% 以下のものをいいます。

5 鼻の障害

(1) 「鼻を欠損したもの」とは、鼻軟骨の 2 分の 1 以上を欠損したものをいいます。

(2) 「鼻の機能の著しい障害」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

ア 鼻呼吸が困難なもの

イ 臭いが全くわからないもの

6 精神・神経または胸腹部臓器の障害

(1) 「常に介護を要するもの」とは、高度の障害のために食物の摂取、排便、排尿、その後始末および衣服着脱、起居、歩行、入浴のいずれもが自分ではできず、常時、家族を含め、いわゆる第三者の介護、監視を要する場合をいい、医師または看護婦の介護、監視の意味ではありません。

(2) 「随時介護を要するもの」とは、高度の障害のために食物の摂取、排便、排尿、その後始末および衣服着脱、起居、歩行、入浴のいずれかが自分ではできるが、随時、家族を含め、いわゆる第三者の介護、監視を要する場合をいいます。

(3) 「局部にがんこな神経症状を残すもの」とは、労働には差しつかえないが、医学的に証明しうる麻ひ、脳萎縮、脳波の異常等の精神・神経障害を残すものをいいます。

- (4) 「味覚を全く永久に失ったもの」とは、テスト・ペーパーおよび諸種薬物による検査結果がすべて無反応となったものをいいます。

7 せき柱の障害

- (1) 「せき柱の著しい奇形」とは、通常の衣服を着用しても明らかにせき柱の変形がわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「せき柱の奇形」とは、裸体となったとき、またはレントゲン写真によって明らかにせき柱の変形または転移等がわかる程度以上のものをいいます。
- (3) 「せき柱の著しい運動障害」とは、せき柱の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下のものをいいます。
- (4) 「せき柱の運動障害」とは、せき柱の運動範囲が生理的運動範囲の3分の2以下のものをいいます。

8 上肢の障害

- (1) 「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
 - ア 上肢に完全麻ひを残すもの
 - イ 上肢の3大関節（肩関節、ひじ関節および手関節をいいます。）に完全強直を残すものまたは人工骨頭もしくは人工関節を挿入置換した場合をいいます。
- (2) 「上肢の関節の用を全く永久に失ったもの」とは、上肢の関節に完全強直を残すものまたは人工骨頭もしくは人工関節を挿入置換した場合をいいます。
- (3) 「上肢の関節の機能の著しい障害」とは、関節の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下のものをいいます。
- (4) 「上肢に仮関節を残し著しい運動障害を残すもの」とは、上腕骨に仮関節（偽関節）を残すものまたは橈骨および尺骨の双方に仮関節を残すものをいいます。
- (5) 「上肢に仮関節を残すもの」とは、橈骨もしくは尺骨のいずれか一方に仮関節を残すものをいいます。

9 手指の障害

- (1) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）にあっては指節間関節、その他の指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を亡失したもの、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあっては指節間関節）が強直しているものまたはその運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限されたものをいいます。
- (3) 「指骨の一部を失ったもの」とは、指の末節骨の一部を失っていることがレントゲンで判明できる程度以上のものをいいます。

10 下肢の障害

- (1) 「下肢の用を全く永久に失ったもの」、「下肢の関節の用を全く永久に失ったもの」および「下肢の関節の機能の著しい障害」の解釈は、8に準じます。この場合、下肢の3大関節とは、また関節、ひざ関節および足関節をいいます。
- (2) 「下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

ア 大腿骨に仮関節を残すもの

イ けい骨およびひ骨に仮関節を残すもの

(3) 「下肢に仮関節を残すもの」とは、けい骨またはひ骨に仮関節を残すものをいいます。

11 労務

(1) 「労務」には、就学や家事その他日常生活に関する行為も含みます。

(2) 「労働能力」とは、「労務」を遂行する能力をいいます。

12 足指の障害

(1) 「足指を失ったもの」とは、足指の基節の2分の1以上を失ったものをいいます。

(2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

ア 第1指（母指）にあっては末節の2分の1以上、その他の足指にあっては末関節以上を失ったもの

イ 第1指（母指）および第2指（示指）にあっては、中足指節関節または近位指節間関節（第1指（母指）にあっては、指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下のもの、その他の足指にあっては完全強直したもの

13 酔状障害

(1) 「外ぼう」とは、頭部、顔面部、頸部のように、上・下肢を除き日常露出する部分をいいます。

(2) 外ぼうにおける「著しい酔状を残すもの」とは、原則として、頭部にあってはてのひら大（指の部分を除きます。）以上の瘢痕、顔面部にあっては鶏卵大面以上の瘢痕または10円銅貨大以上の組織凹凸（人にすれ違っても他人の注目を引く程度のもの）、頸部にあってはてのひら大以上の瘢痕をいいます。

(3) 外ぼうにおける「相当程度の酔状を残すもの」とは、原則として、顔面部の長さ5センチメートル以上の線状痕をいいます。

14 生殖器の障害

「生殖器に著しい障害を残すもの」とは、生殖能力に著しい制限のあるものであって、性交不能をきたすような障害が含まれます。

15 同一部位

(1) 1上肢については、肩関節以下、1下肢については、また関節以下をすべて同一部位とします。

(2) 眼または耳については、両眼または両耳をそれぞれ同一部位とします。

(3) 表の第2級の5、第3級の4および第5級の10のいずれか1に該当する後遺障害の状態による場合には、10手指または10足指については、それぞれ同一部位とします。

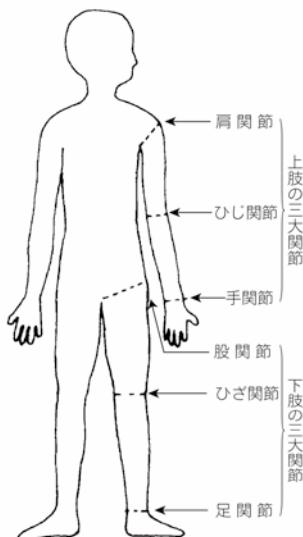
(4) 酔状障害については、頭部、顔面、頸部を同一部位とします。

(5) 精神・神経障害については、精神、神経の両方を同一部位とします。

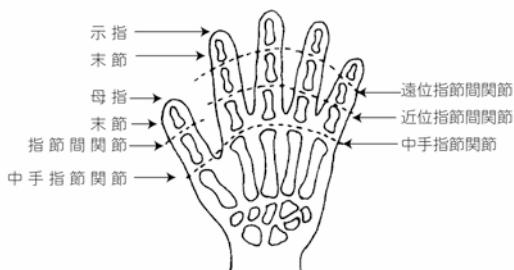
(6) 胸腹部臓器（外生殖器を含みます。）は、すべて同一部位とします。

＜身体部位の説明図＞

全体図



手 骨



足 骨



JF共水連各都道府県事務所・事業本部等所在地

2025年11月1日現在

事務所・事業本部名	郵便番号	住所	電話番号
本 東 日 本 事 務 セ ン タ 一	101-0052 060-0003	千代田区神田小川町2-3-6 札幌市中央区北3条西7-1	3-6 神田小川町二丁目ビル 第2水産ビル 03-3294-9641 011-501-0011
本 所 事 務 セ ン タ 一	101-0052	千代田区神田小川町2-3-6	3-6 神田小川町二丁目ビル 03-3294-9860
西 日 本 事 務 セ ン タ 一	810-0073	福岡市中央区舞鶴2-4-19	19 水産会館 092-737-6611
北 海 道 事 務 所	060-0003	札幌市中央区北3条西7-1	2-1 第2水産ビル 011-241-6761
東 北 プ ロ ッ ク	東 北 事 業 本 部	020-0023	盛岡市内丸16-1 水産会館 019-908-6220
	青 森 支 店	030-0803	青森市安方1-1-32 水産ビル 017-722-7771
	岩 手 支 店	020-0023	盛岡市内丸16-1 水産会館 019-625-2285
	宮 城 支 店	985-0001	塩釜市新浜町2-9-32 第2水産会館ビル 022-364-3511
	秋 田 支 店	010-0951	秋田市山王3-8-15 水産会館 018-865-1661
	山 形 支 店	998-0036	酒田市船場町2-2-1 岸和田漁業協同組合 0234-22-0021
	福 島 支 店	970-8044	いわき市中央台飯野4-3-1 水産会館 0246-28-4744
関 東 プ ロ ッ ク	東 京 都 事 務 所	101-0052	千代田区神田小川町2-3-6 神田小川町二丁目ビル 03-6433-0717
	関 東 東 海 事 業 本 部	260-0021	千葉市中央区新宿2-3-8 水産会館 043-242-6821
	茨 城 支 店	310-0011	水戸市三の丸1-1-33 すいさん会館 029-225-2036
	千 葉 支 店	260-0021	千葉市中央区新宿2-3-8 水産会館 043-242-6821
	神 奈 川 支 店	236-0051	横浜市金沢区富岡東2-1-22 県漁連ビル 045-778-5030
	静 岡 支 店	420-0853	静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル 054-251-1202
	愛 知 支 店	460-0002	名古屋市中区丸の内3-4-31 水産会館 052-961-2647
ブ ロ ッ ク	北 陸 事 業 本 部	920-0022	金沢市北安江3-1-38 水産会館 076-254-5575
	新 潟 支 店	950-0078	新潟市中央区万代島2-1 水産会館 025-244-6308
	富 山 支 店	930-0096	富山市舟橋北町4-19 森林水産会館 076-432-3832
	石 川 支 店	920-0022	金沢市北安江3-1-38 水産会館 076-234-8825
	福 井 支 店	910-0005	福井市大手2-8-10 水産会館 0776-23-3769
ブ ロ ッ ク	三 重 県 事 務 所	514-0006	津市広明町323-1 水産会館 059-226-9191
	京 都 府 事 務 所	624-0914	舞鶴市字下安久無番地 水産会館 0773-75-0224
	兵 庫 県 事 務 所	673-0883	明石市中崎1-2-3 水産会館 078-919-1377
	和 歌 山 県 事 務 所	640-8331	和歌山市美園町3-34 けやきONE 073-428-2363
ブ ロ ッ ク	岡 山 県 事 務 所	700-0823	岡山市北区丸の内1-9-6 岐島湾漁村センター 086-230-2787
	鳥 取 県 事 務 所	680-0908	鳥取市賀露町西4丁目1806 0857-30-4070
	島 根 県 事 務 所	690-0007	松江市御手船場町575 水産会館 0852-21-0005
	広 島 県 事 務 所	730-0051	広島市中区大手町2-9-6 水産会館 082-544-3366
	山 口 県 事 務 所	750-0067	下関市大和町1-16-1 下関漁港ビル 083-261-6000
ブ ロ ッ ク	愛 媛 県 事 務 所	790-0002	松山市二番町4-6-2 水産会館 089-933-9732
	四 国 事 業 本 部	760-0031	高松市北浜町9-12 信漁連会館 087-897-5220
	徳 島 支 店	770-0873	徳島市東沖洲2-13 水産会館 088-636-0543
	香 川 支 店	760-0031	高松市北浜町9-12 信漁連会館 087-851-4492
	高 知 支 店	780-0870	高知市本町1-6-21 水産会館 088-825-1863
九 州 プ ロ ッ ク	長 崎 県 事 務 所	850-0036	長崎市五島町2-27 漁協会館 095-823-5635
	大 分 県 事 務 所	870-0021	大分市府内町3-5-7 水産会館 097-536-6711
	鹿 児 島 県 事 務 所	890-0051	鹿児島市高麗町43-20 キラメキ南国ビル 099-256-1361
	九 州 事 業 本 部	810-0073	福岡市中央区舞鶴2-4-19 水産会館 092-737-6640
	福 岡 支 店	810-0073	福岡市中央区舞鶴2-4-19 水産会館 092-781-4654
	佐 賀 支 店	840-0034	佐賀市西与賀町厘外821-4 水産会館 0952-29-6333
	熊 本 支 店	861-5274	熊本市西区新港1-4-15 水産会館 096-329-2400
	宮 崎 支 店	880-0858	宮崎市港2-6 水産会館 0985-27-6711
	沖 縄 支 店	900-0016	那霸市前島3-25-39 水産会館 098-860-2626
事務所 委嘱	大阪府漁業協同組合連合会	596-0015	岸和田市地蔵浜町11-1 072-422-4763
	滋賀県漁業協同組合連合会	520-0801	大津市におの浜4-4-23 077-524-2418
お客様相談センター(本所)	受付:午前10~12時、午後1~5時(土日・祝日・年末年始を除く)	0120-897-837	



お問い合わせ